

第2章 事務処理に関する審査基準

第1 製造所等の定義

製造所等の定義は、次によるものとする。

- 1 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等物理変化を行い、その結果、危険物が製造される施設をいう。
- 2 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。

また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。

- 3 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱う施設であって、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所又は一般取扱所に区分される。

なお、移送取扱所の判定については、次によること。

- (1) 移送取扱所に該当するもの

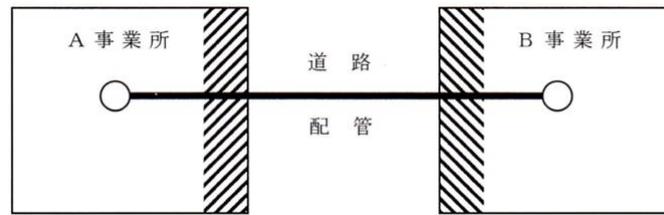
配管が2以上の敷地又は事業所にわたり、かつ、その間に海、河川、道路等の公有地又は第三者の敷地があるもの。ただし、次の(2)を除く。

- (2) 移送取扱所に該当しないもの

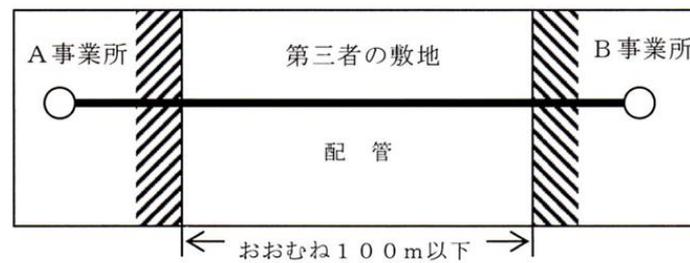
危政令第3条第3号に規定する「配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）」が次に掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること。【昭和49年4月25日消防予第63号】

ア 危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一の道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行なうものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次の(7)、(8)又は(9)を満足するもの

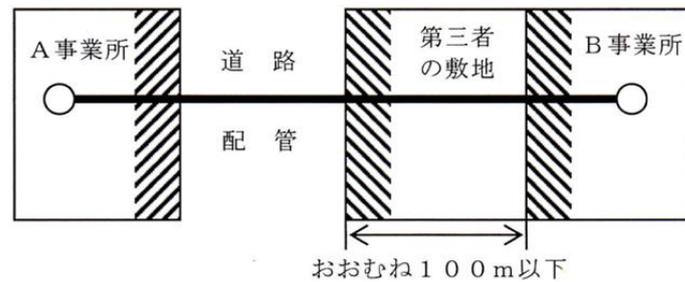
(7) 道路については、配管が横断するものであること。



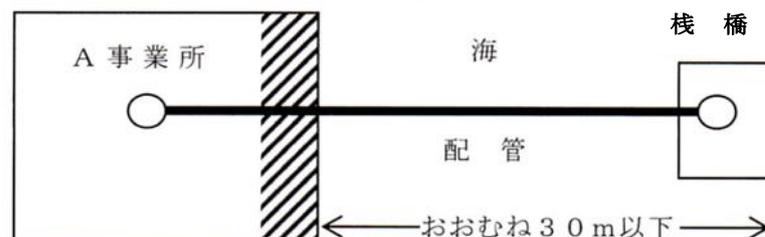
(8) 第三者の敷地については、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね 100 m以下のものであること。



(9) 配管が道路を横断し、かつ、第三者の敷地を通過する場合

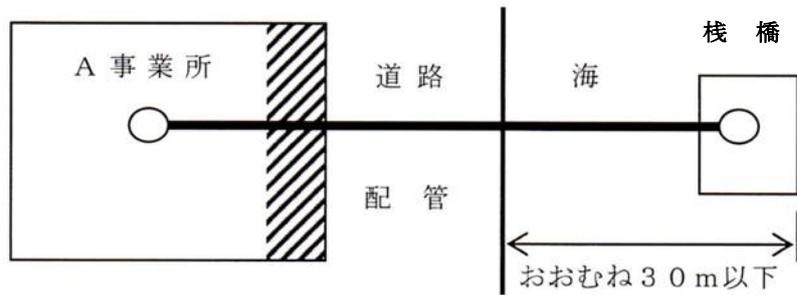


イ 危険物の送り出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもので、岸壁からの配管（第1石油類を移送する配管の内径が 300mm以上のものを除く。）の長さがおおむね30m以下のもの

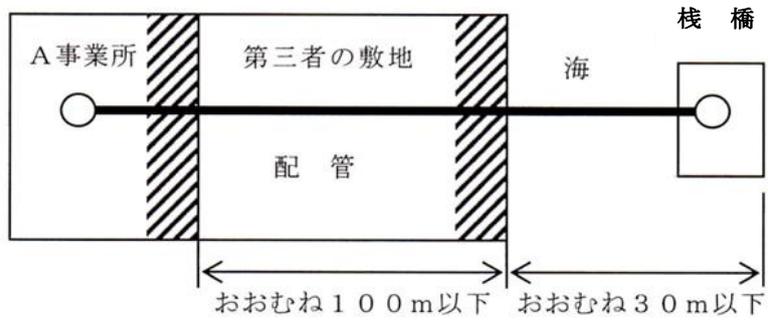


ウ 前ア及びイの要件を満たすもの

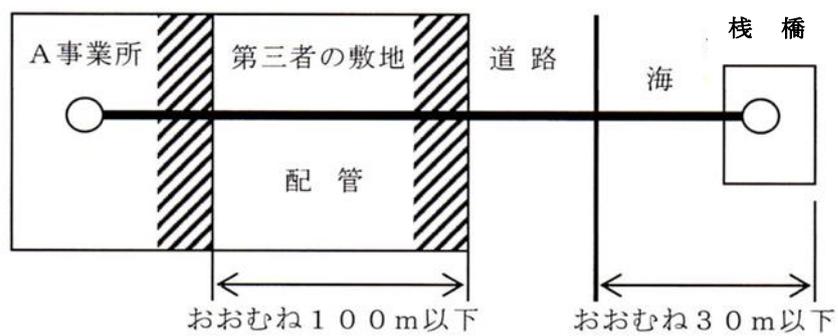
(7)



(i)



(ii)



第2 製造所等の設置又は変更許可申請

1 申請の方法

製造所等の設置又は変更許可申請は、1つの製造所等ごとに1件として申請すること。ただし、複数の製造所等の間で共用する危険物配管、消火設備等及び警報設備等は主たる製造所等の附属とし、共用部分以外については、それぞれの製造所等の附属とすること。（*）

(1) 製造所・一般取扱所

原則として、棟又は一工程のプラント単位で、かつ、場所的に一体性を有すると認められる範囲を1件とする。【昭和37年4月6日自消丙予発第44号】

危政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取り扱う区画室、設備、又は屋上の設備等について危規則で規定されたものをそれぞれ1件とする。

(2) 屋内貯蔵所

ア 1棟の貯蔵倉庫につき1件とする。

イ 危政令第10条第3項に規定する「屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける屋内貯蔵所」は、1室の貯蔵倉庫につき1件とする。

（*）

ウ 一の建築物に、同一の階で、かつ、隣接しないで設ける場合は、危政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を2以上設置することができる。【平成元年7月4日消防危第64号】

(3) 屋外タンク貯蔵所

1基の屋外貯蔵タンクにつき1件とする。

なお、屋外タンク貯蔵所の共通防油堤、危険物配管設備（注入口及びポンプ設備を含む。）及び消火配管設備（ポンプ、水源等を含む。）の変更申請は、次によること。

ア 共通防油堤の変更

(i) 防油堤は、その中に設置されているタンクのうち貯蔵量が最大のタンク（以下「代表タンク」という。）の附属とし、防油堤のみを変更するときは、代表タンクの変更とする。【平成9年3月26日消防危第35号】

(ii) タンクの新設に伴い防油堤を変更するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの附属とすること。（*）

イ 危険物配管設備の変更

- ㉞ 危険物配管設備が単独のタンクに専属するときは、当該タンクの変更とする。（＊）
- ㉟ 油槽所等で危険物配管設備が輻輳しているものについては、構内配管を一括して代表タンクの附属とし、危険物配管設備を変更するときは、代表タンクの変更とする。【平成9年3月26日消防危第35号】
- ㊱ 代表タンク以外のタンクの新設により、危険物配管設備を設置するときは、当該新設タンクの申請に含めるものとし、完成検査後代表タンクの附属とする。ただし、当該危険物配管設備が既設危険物配管設備に接続する場合は、代表タンクの変更とする。（＊）

ウ 消火配管設備の変更

- ㉞ 消火配管設備が単独のタンクに専属する部分については、当該タンクの変更とする。（＊）
- ㉟ 消火配管設備が2以上のタンクに共有する部分については、代表タンクの附属とし当該消火配管設備を変更するときは、代表タンクの変更とする。【平成9年3月26日消防危第35号】

(4) 屋内タンク貯蔵所

- ア 同一室内にある屋内貯蔵タンクを一括して1件とする。
なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば当該室内のタンク群を1件の屋内タンク貯蔵所とする。（＊）
- イ 危険物配管設備が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該危険物配管設備の申請は、前(3)イの例によること。（＊）

(5) 地下タンク貯蔵所

- ア 1基の地下貯蔵タンクにつき1件とする。
- イ 2以上の地下貯蔵タンクが次のいずれかに該当すれば1件とすること。
なお、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、その合計量が指定数量以上であれば地下タンク貯蔵所とすること。【昭和54年12月6日消防危第147号】
 - ㉞ 2以上の地下貯蔵タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
 - ㉟ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の基礎上に設置されている場合

㊦ 2以上の地下貯蔵タンクが同一の蓋で覆われている場合

(6) 簡易タンク貯蔵所

場所的一体性を有する3以下の簡易貯蔵タンク（品質を異にするものに限る。）を1件とする。（*）

(7) 移動タンク貯蔵所

ア 移動貯蔵タンクを固定する車両1台につき1件とする。ただし、積載式移動タンク貯蔵所については、交換タンクを含め1件とすること。（*）

イ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所については、1台の被けん引車につき複数のけん引車があっても1件として許可できる。【平成9年3月26日消防危第33号】

(8) 屋外貯蔵所

1区画につき1件とする。（*）

(9) 給油取扱所・第一種販売取扱所・第二種販売取扱所

1施設につき1件とする。

(10) 移送取扱所

起点、終点、経路等について場所的に一体性を有する配管群を一括して1件とする。（*）

2 設置又は変更の申請区分

製造所等において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続を経て同法第11条第1項前段に定める設置に係る許可を必要とする。【昭和52年12月19日消防危第182号】

(1) 設置許可申請の対象となるもの

ア 製造所等を設置しようとするとき。

イ 製造所等の大部分を撤去して、建替えをするとき。

ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設するとき。（*）

ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設するときは、変更許可申請とすることができる。【昭和52年10月12日消防危第149号】

エ 屋内タンク貯蔵所の屋根を撤去し、屋外タンク貯蔵所とするとき。

オ 危政令第19条第2項第6号により許可を受けていた施設の油圧機器を撤去

し、新たに発電機設備を設け、危政令第19条第2項第3号となるとき。

(2) 変更許可申請の対象となるもの

ア 指定数量の倍数の変更により、保有空地が拡大する場合等、当該製造所等の位置、構造及び設備の基準が変更するとき。【昭和52年12月19日消防危第182号】

イ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき。

ウ 移動タンク貯蔵所の車両を交換するとき。

エ 積載式移動タンク貯蔵所の交換タンクの数を増加するとき（国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所を除く。）。【平成4年6月18日消防危第54号】

オ 営業用給油取扱所を自家用給油取扱所に、又は自家用給油取扱所を営業用給油取扱所に変更しようとするとき。【昭和51年7月12日消防危第23-3号】

カ 屋外タンク貯蔵所で既設のタンクと直径（横型のタンクについては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが同規模以下のタンク本体のみの建替えを行うとき。【平成11年6月15日消防危第58号】

キ 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等は残し、タンクのみを取り替えるとき。【平成10年10月13日消防危第90号】

第3 製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。（＊）

1 製造所

- (1) 1日を単位とする最大取扱数量をもって算定する。
- (2) 一工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中、最大取扱数量となる日をもって算定する。
- (3) 油圧装置等、工程に附属して危険物を取り扱う設備については、各々一般取扱所の数量算定方法により算定した数量を合算する。

2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の最大貯蔵数量の算定は、当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とする。

3 屋内タンク貯蔵所

一のタンク専用室内にあるタンクごとに、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定し、その容量の合計により算定する。

4 屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所は、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定する。

5 給油取扱所

給油取扱所における最大取扱数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危規則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危規則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大取扱数量を算定し、その容量の合計により算定する。

6 販売取扱所

販売取扱所における最大取扱数量は、当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大量をもって、最大取扱数量とする。

7 一般取扱所

製造所の例によるほか、次によること。

- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量）をもって算定する。

なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。

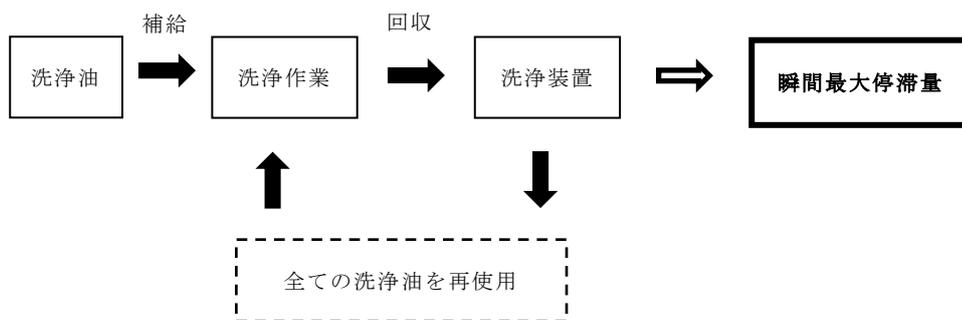
- (2) ボイラー、発電機等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量（他許可施設を含む。）や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定する。

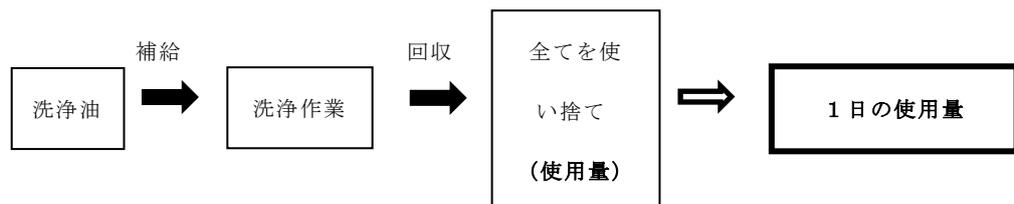
また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、許可数量の算定に当たり合算する。

- (3) 移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする一般取扱所は、1日当たりの最大充てん量とする。
- (4) 危政令第19条第2項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、地下専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (5) 危政令第19条第2項に規定する洗浄作業、切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

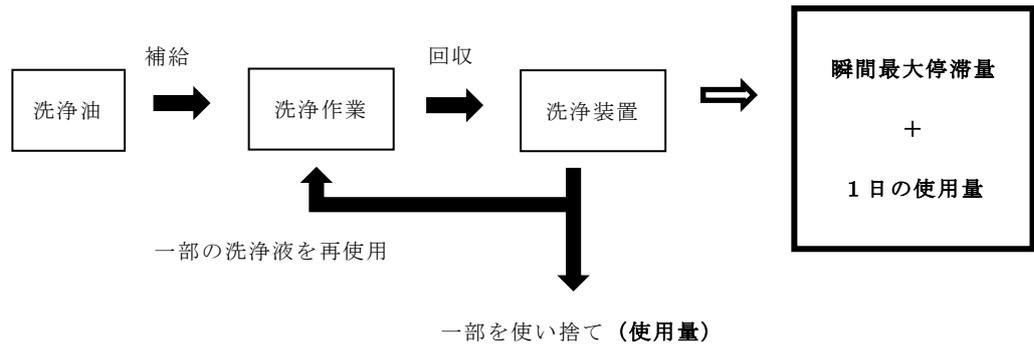
例1 洗浄後、全ての危険物を回収して再使用する場合



例2 洗浄後、全ての危険物を使い捨てする場合



例3 洗浄後、一部の危険物を使い捨てる場合

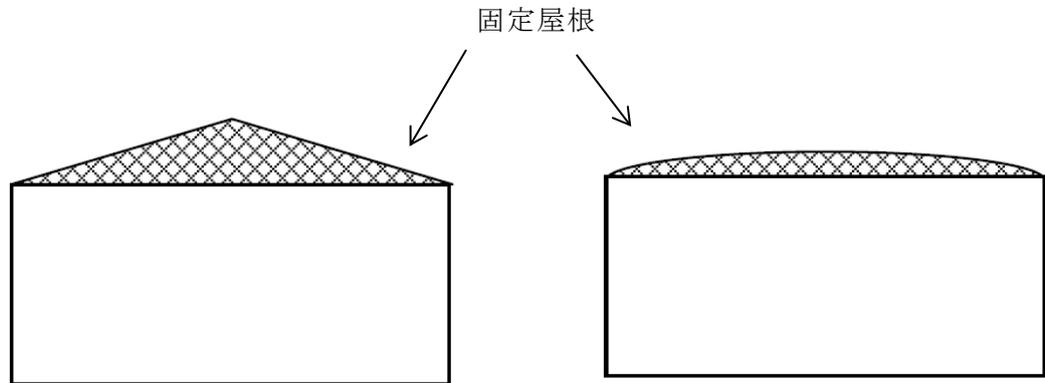


- (6) 危政令第19条第2項に規定する熱媒体油循環装置の一般取扱所については、熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量とする。

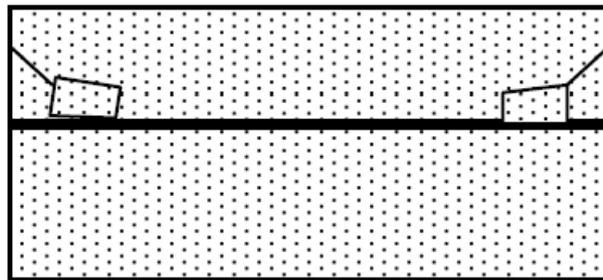
第4 タンクの内容積の計算

1 タンクの内容積として計算する部分【平成13年3月30日消防危第42号】

- (1) 固定屋根を有するタンクは、固定屋根を除いた部分とすること。



- (2) 浮き屋根タンクの場合は、タンク全体とすること。



- (3) 前(1)及び(2)以外のものは全体を内容積とすること。

2 内容積の算定方法【平成13年3月30日消防危第42号】

- (1) タンクを胴、鏡板に分けて、各部分の形状に応じた方法により計算し、合計する方法

記号の定義

V = 容積 π = 円周率 r = 半径 R = 半径 D = 内径 L = 長さ又は胴長

H = 高さ S = 面積

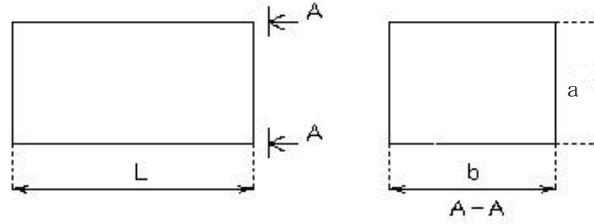
T. L = Tangent Line (鏡板などの曲線部と直線部の境界線)

W. L = Weld Line (溶接線)

ア 胴部分の計算式

(7) 角柱形

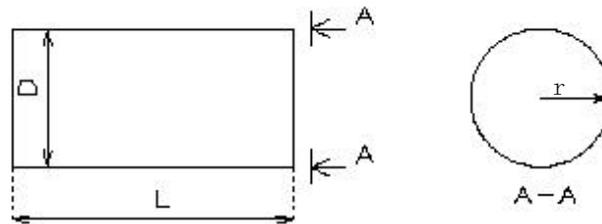
$$V = abL$$



(8) 円筒

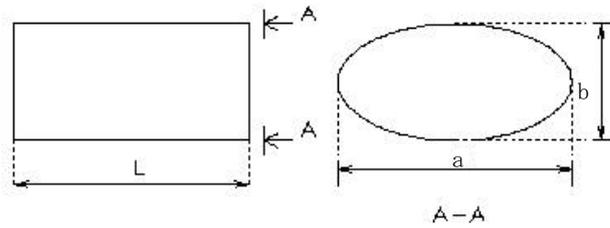
$$V = \pi r^2 L$$

$$= \frac{\pi}{4} D^2 L$$



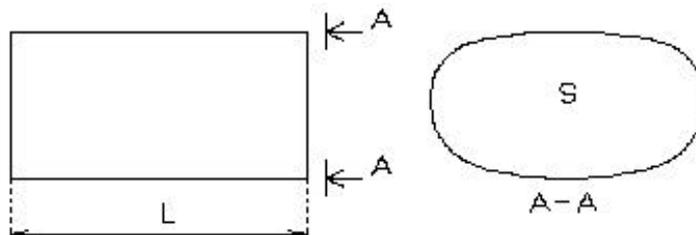
(9) だ円筒

$$V = \frac{\pi ab}{4} L$$



(10) 変だ円筒

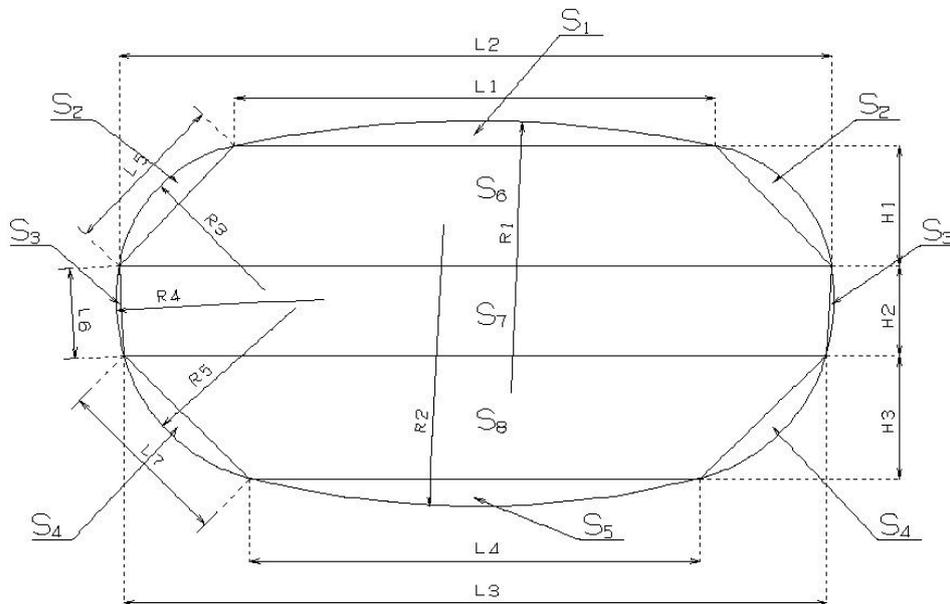
$$V = SL$$



あ 断面積 S の計算

$$S = S_1 + 2 S_2 + 2 S_3 + 2 S_4 + S_5 + S_6 + S_7 + S_8$$

い 各面積の寸法条件



う S1 から S5 の面積計算

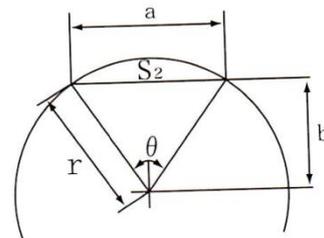
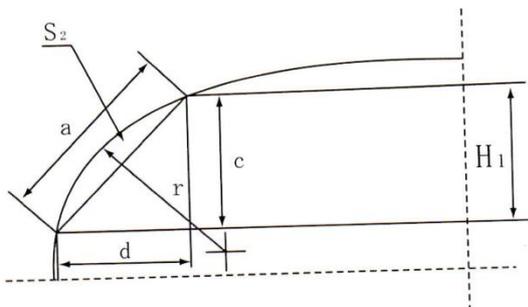
例示 : S2

$$S_2 = \frac{\pi r^2 \theta}{360} - \frac{ab}{2}$$

$$a = \sqrt{c^2 + d^2}$$

$$b = \sqrt{r^2 - (a/2)^2}$$

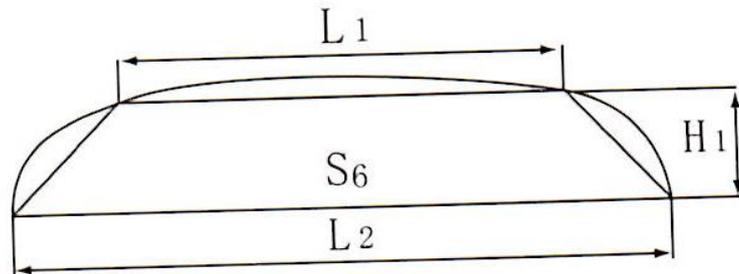
$$\theta = 2 \sin^{-1} \frac{a/2}{r} \quad \text{※ } \theta \text{ は度で表す。}$$



え S 6 から S 8 の面積

例示 : S 6

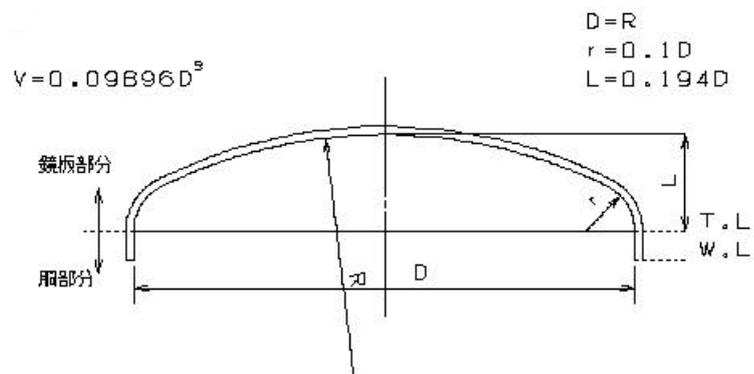
$$S_6 = \frac{(L_1 + L_2) \times H_1}{2}$$



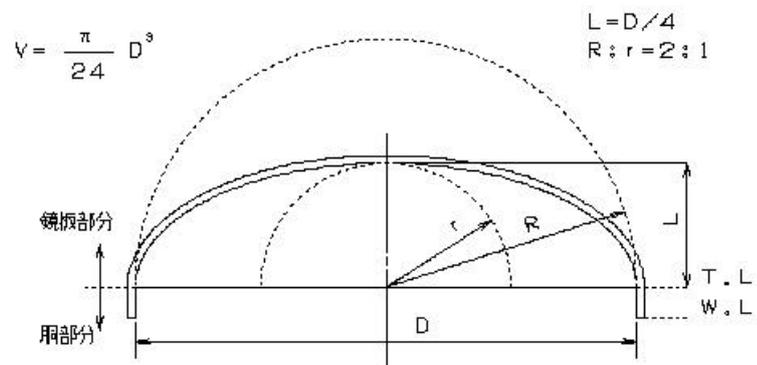
イ 鏡板部分の計算式

(7) 胴の断面が円形の鏡板

あ 10%皿形鏡板

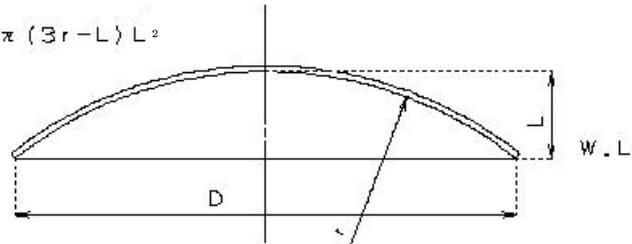


い 2 : 1 半だ円体鏡板



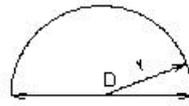
う 欠球型鏡板

$$V = \frac{1}{3} \pi (3r - L) L^2$$



※ 半球の場合
 $r = D/2$

$$V = \frac{2}{3} \pi r^3$$



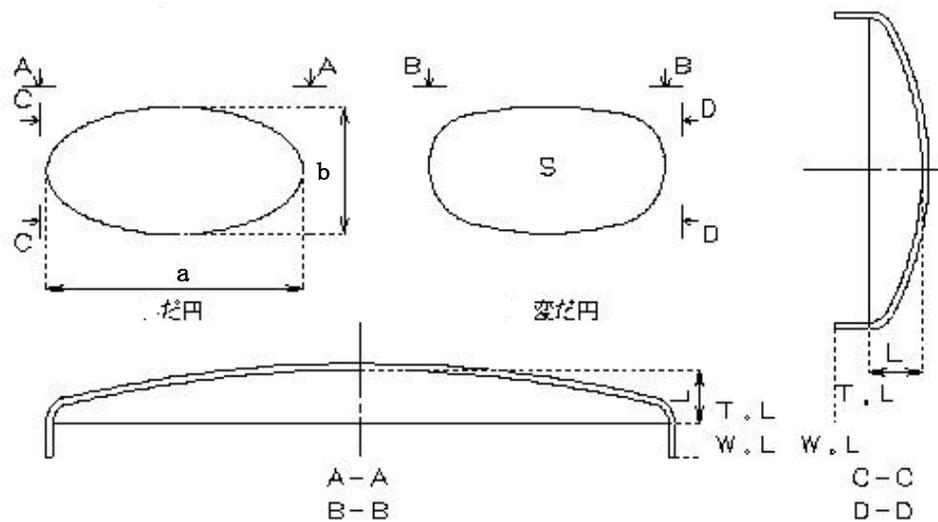
ロ 胴の断面がだ円又は変だ円の鏡板

あ だ円

$$V = \frac{\pi a b}{4} \frac{L}{2}$$

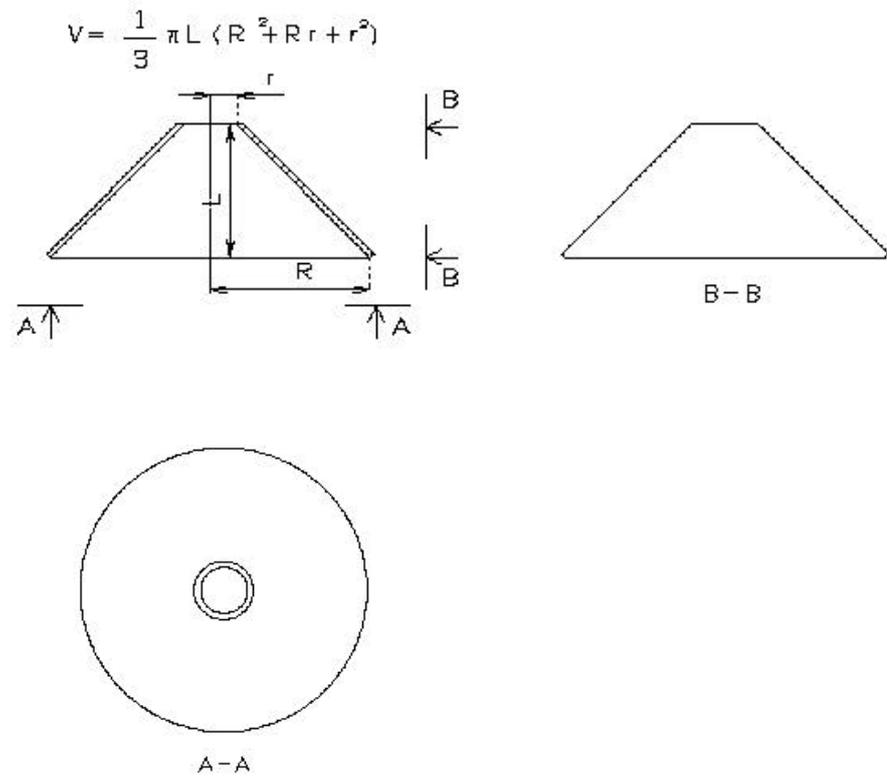
い 変だ円

$$V = S \frac{L}{2}$$



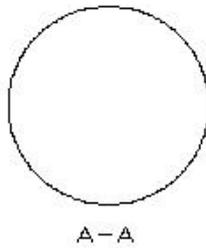
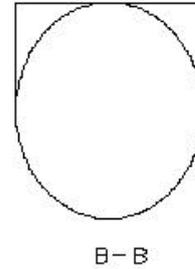
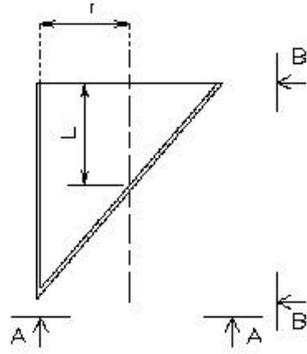
ウ その他の形状

(7) 頭をカットした円錐



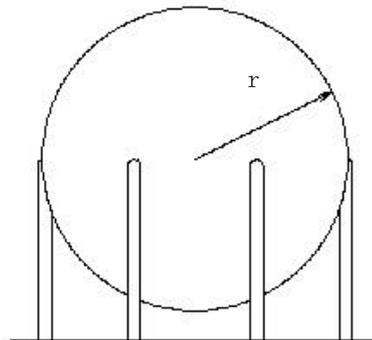
(i) 斜め切りされた円柱

$$V = \pi r^2 L$$



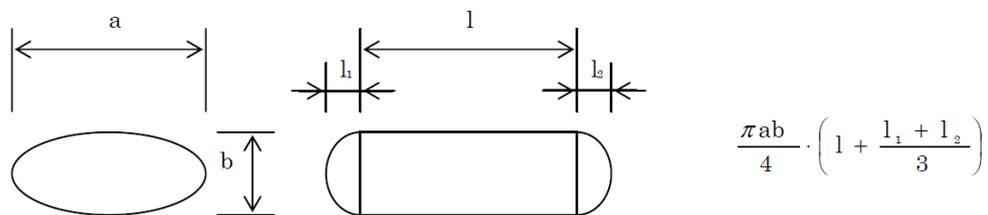
(ii) 球形のタンク

$$V = \frac{4}{3} \pi r^3$$

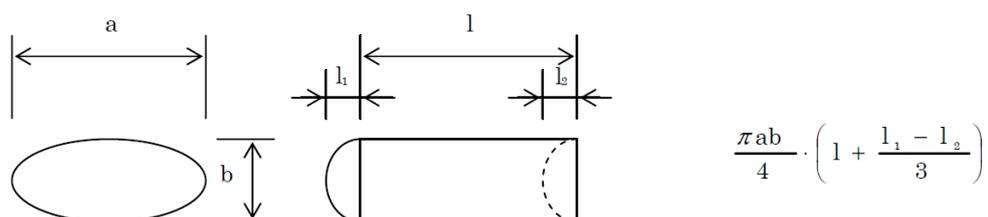


3 タンクの内側寸法による方法（「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」【平成13年総務省令第45号】の改正前の危規則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イの計算による方法）【平成13年3月30日消防危第42号】

(1) だ円型タンク

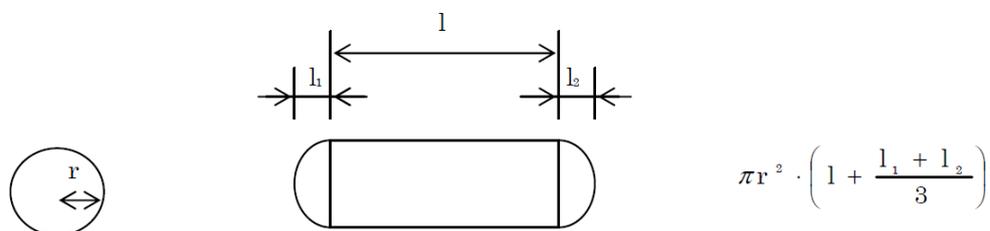


$$\frac{\pi ab}{4} \cdot \left(1 + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$



$$\frac{\pi ab}{4} \cdot \left(1 + \frac{l_1 - l_2}{3} \right)$$

(2) 円筒型タンク



$$\pi r^2 \cdot \left(1 + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$

4 CAD（コンピューターによる設計）等により計算された値による方法

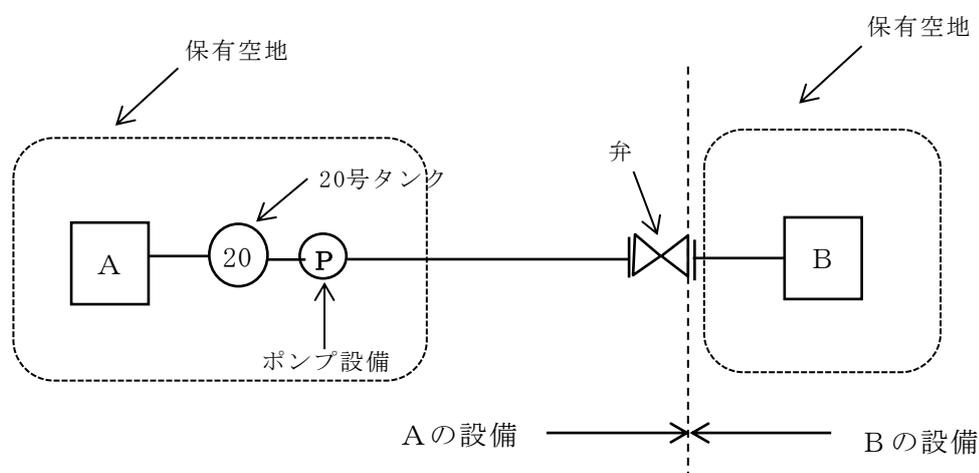
5 実測値による方法

第5 製造所等の相互における配管の区分

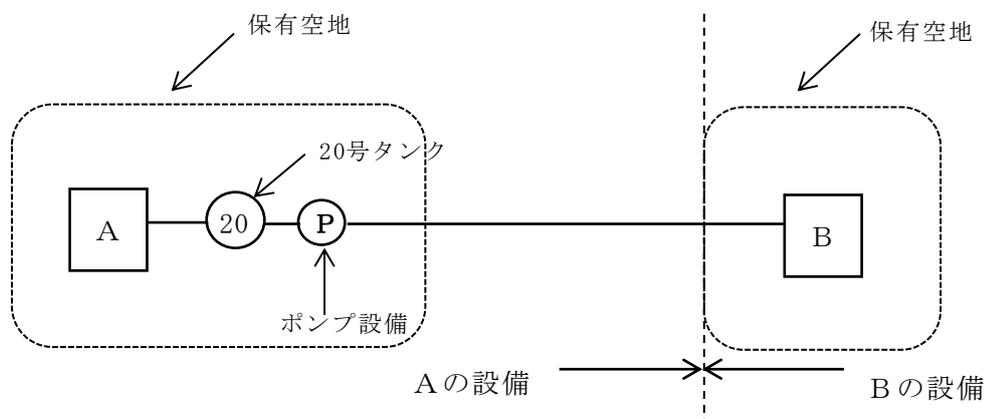
危険物を取り扱う配管及び当該配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、継手等により配管の分岐点を決め、これにより製造所等又は指定数量未満の施設等のいずれかの附属とすること。

1 製造所相互間、一般取扱所相互間、製造所と一般取扱所間の配管

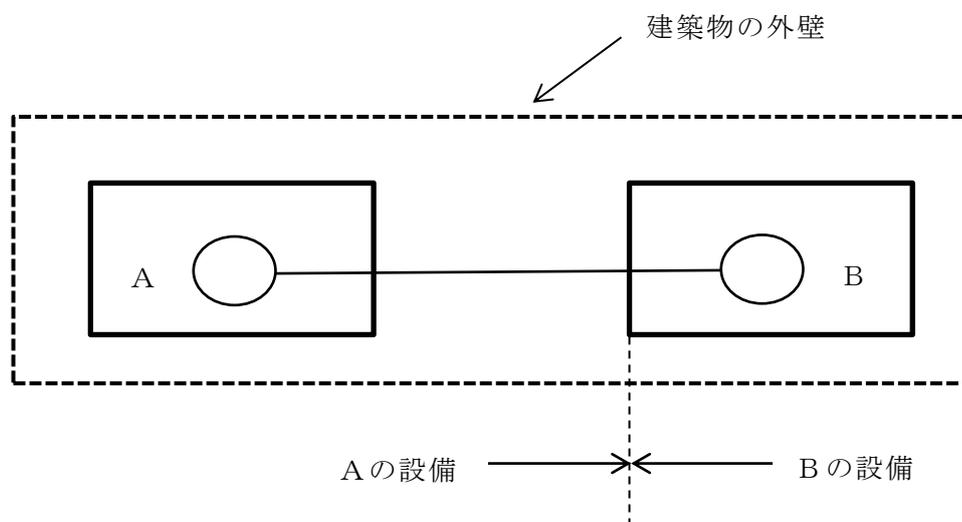
- (1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下「A施設」という。）の附属配管の範囲は、原則としてA施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下「B施設」という。）の保有空地境界直近の弁、フランジ等までとする。



- (2) 地下埋設配管等によりB施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。

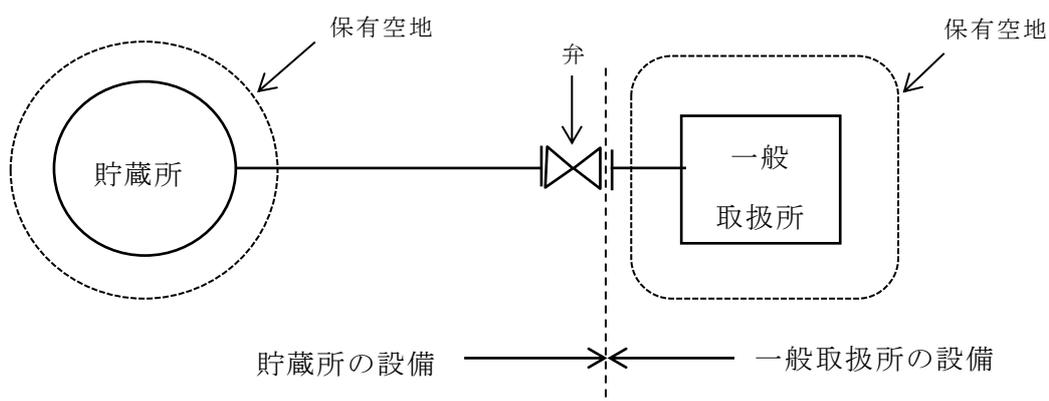


- (3) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所については、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。

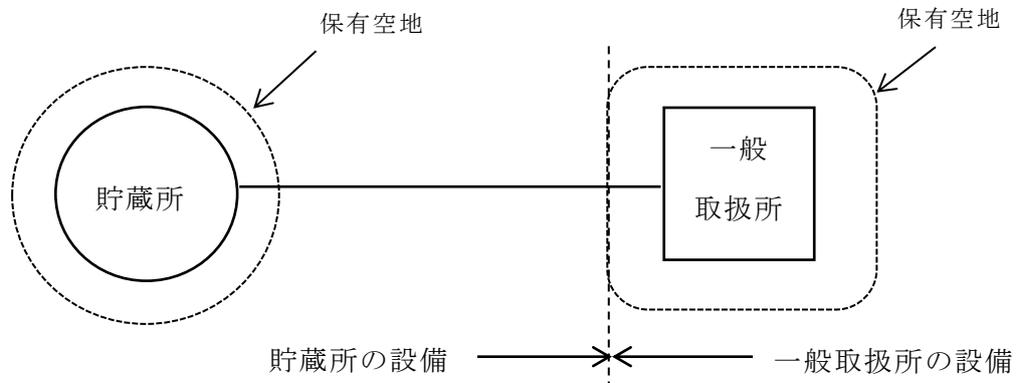


2 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の配管

- (1) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。

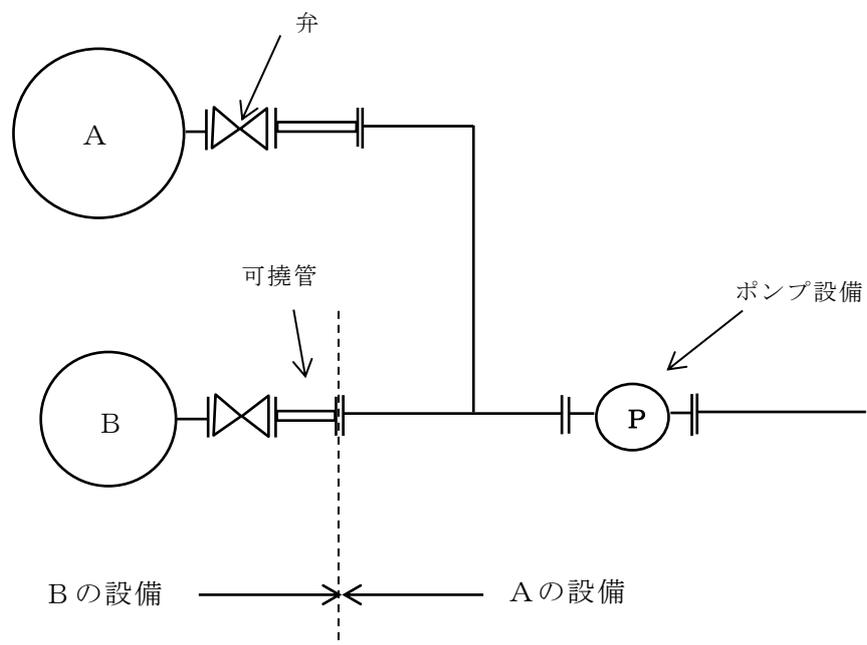


- (2) 地下埋設配管等により保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界までを貯蔵所の附属配管とする。



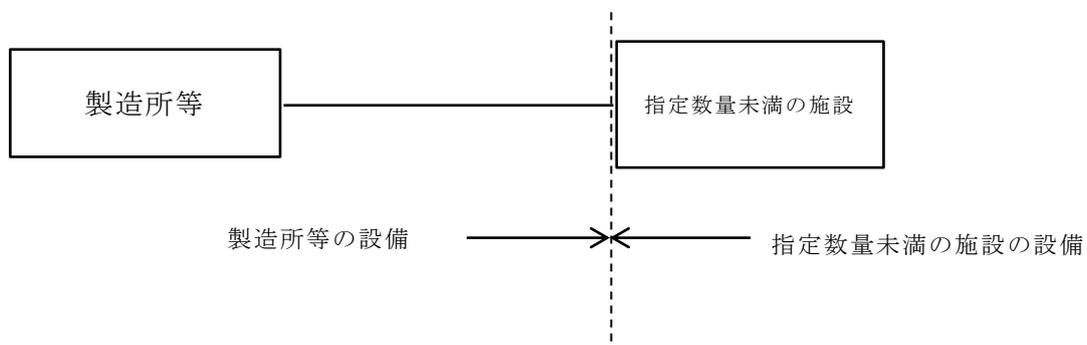
3 屋外タンク貯蔵所間の配管

屋外タンク貯蔵所間の配管は、原則として、当該配管が接続されている代表タンクの附属配管とする。



4 製造所等と指定数量未満の施設の配管

製造所等と指定数量未満の施設間の附属配管の範囲は、製造所等から指定数量未満の施設の壁等までを製造所等の附属配管とする。



第6 製造所等の設置・変更許可申請に関する事務処理

設置許可申請書及び変更許可申請書の記入方法は、次によること。（＊）

1 設置許可申請書の記入方法（移送取扱所を除く。）

- (1) 申請者の「住所・氏名」の欄は、原則として設置者の住所・氏名と同一とすること。

この場合において、設置者と同一組織内にあり代理権を有する者は、申請者となることができる。

- (2) 設置者の「住所」の欄は、設置者の住所を記入すること。ただし、法人等は主たる事業所の所在する住所を記入すること。

- (3) 設置者の「氏名」の欄は、設置者の氏名を記入すること。ただし、法人等の場合は、当該法人等の名称及び代表者の氏名を記入すること。

- (4) 「設置場所」の欄は、当該製造所等を設置する場所の所在、地番を記入すること。

なお、移動タンク貯蔵所の場合は、当該移動タンク貯蔵所の常置場所の所在、地番を記入すること。

- (5) 設置場所の地域別のうち「防火地域別」の欄は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号に規定する区分により、「防火地域」、「準防火地域」、「指定なし」のうち該当するものを記入すること。

- (6) 設置場所の地域別のうち「用途地域別」の欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分により、該当するものを記入すること。

- (7) 「製造所等の別」の欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」のうち該当するものを記入すること。

- (8) 「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄は、危政令第2条及び危政令第3条で規定する区分を記入すること。

- (9) 「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」の欄は、危険物の類、品名及び当該物品の化学名又は通称名、かっこ書による危政令別表第3に基づく当該品名の指定数量及び最大数量を記入すること。

なお、所定の欄に記入できない場合は、当該欄に「別紙」と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

例：製造所において第1石油類ガソリン 2,000 L、第2石油類灯油 2,000 L
が最大取扱量の場合は、次のように記入すること。

第4類

第1石油類 ガソリン（200 L）、2,000 L

第2石油類 灯油（1,000 L）、2,000 L

(10) 「指定数量の倍数」の欄は、次によること。

品名又は指定数量を異にする二以上の危険物の指定数量の倍数を求める場合には、それぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（少数点第2位）を合計し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを指定数量の倍数の欄に記入すること。

(11) 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」の欄は、設置者が当該製造所等の区分に従い、条文を記入すること。

例：耐火建築物の屋上で危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では、
危険物を取り扱わない一般取扱所の場合は、当該欄に、「令第19条第2項
（規則第28条の57第4項）」と記入すること。

2 変更許可申請書の記入方法（移送取扱所を除く。）

前1の例によるほか、次によること。

(1) 「設置の許可年月日及び許可番号」の欄は、当該製造所等の設置許可年月日
及び設置許可番号を記入すること。ただし、移動タンク貯蔵所の常置場所の変
更を伴う変更許可の場合は、許可行政庁も併せて記入すること。

(2) 「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」の欄は、当該変更により危険
物の類、品名（指定数量）、最大数量の変更がある場合は、変更後の内容を記
入すること。

(3) 「変更の内容」の欄は、当該製造所等の今回変更する部分を簡記すること。

(4) 「変更の理由」の欄は、当該製造所等の今回変更する理由を簡記すること。

第7 構造設備明細書に関する事務処理

- 1 製造所・一般取扱所構造設備明細書の記入方法は、次によること。（*）
 - (1) ①「事業の概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所の設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。
 - (2) ②「危険物の取扱作業の内容」の欄は、危険物の取扱いの概要を記入すること。
 - (3) ③「敷地面積」の欄は、製造所・一般取扱所として規制されるエリア（保有空地を含む。）の面積を記入すること。
 - (4) 1棟の建築物の全てが製造所・一般取扱所として規制される場合の「建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。
 - ア ④「階数」の欄は、当該建築物の建基令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。
 - イ ⑤「建築面積」の欄は、当該建築物の建基令第2条第2号で規定する面積を記入すること。
 - ウ ⑥「延べ面積」の欄は、当該建築物の建基令第2条第4号で規定する面積を記入すること。
 - エ ⑦「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該建築物の外壁のうち、危政令第9条第1項第5号の規定に該当する部分がある場合、当該外壁の構造を記入すること。
 - オ ⑧「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該建築物のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入すること。
 - カ ⑨「柱」、「床」、「はり」、「屋根」の欄は、当該部分の構造を記入すること。
 - キ ⑩「窓」の欄は、外壁部分にある建基法における特定防火設備、防火設備及び窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）を記入すること。
 - ク ⑪「出入口」の欄は、外壁部分にある建基法における特定防火設備、防火設備を記入すること。
 - ケ ⑫「階段」の欄は、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造を記入すること。
 - (5) 1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の構造」

の欄の記入方法は、次によること。

ア ④「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている階数を記入すること。

例：一般取扱所が、当該建築物の2階部分の一部に設置されている場合は、「2階」と記入すること。

イ ⑤「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている部分の面積を記入すること。ただし、当該製造所・一般取扱所が、1階部分以外に設置されている場合も当該階をグラウンドラインと仮定して当該部分の面積を記入すること。

ウ ⑥「延べ面積」の欄は、前イの例によること。

エ ⑦「壁」のうち「延焼のおそれのある外壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁のうち、危政令第9条第1項第5号の規定に該当する部分がある場合、当該外壁の構造を記入すること。

オ ⑧「壁」のうち「その他の壁」の欄は、当該製造所・一般取扱所のうち、他用途部分との区画の壁、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造及び当該構造の建基法における構造（「耐火構造」、「防火構造」、「不燃材料」等）を記入すること。

カ ⑨「柱」、「床」、「はり」の欄は、当該製造所・一般取扱所部分の該当する部分の構造を記入すること。

キ ⑨「屋根」の欄は、当該製造所・一般取扱所の屋根又は上階がある場合は、上階の床の構造を記入すること。

ク ⑩「窓」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある窓又は他用途部分との区画に設置された建基法における特定防火設備、防火設備及び窓の材質（網入ガラス、普通ガラス等）を記入すること。

ケ ⑪「出入口」の欄は、当該製造所・一般取扱所の外壁部分にある出入口又は他用途部分との区画に設置された建基法における特定防火設備、防火設備を記入すること。

コ ⑫「階段」の欄は、当該製造所・一般取扱所に接続された階段について、「屋内階段」、「屋外階段」の区分、階段の数、階段の構造を記入すること。

(6) 1棟の建築物の全てが製造所・一般取扱所として規制される場合、「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せ

ず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した製造所・一般取扱所の場合の「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、次によること。

- ア ⑬「階数」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第8号で規定する階数を記入すること。ただし、地階がある場合は、「地上〇階、地下〇階」と記入すること。
- イ ⑭「建築面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第2号で規定する面積を記入すること。
- ウ ⑮「延べ面積」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基令第2条第4号で規定する面積を記入すること。
- エ ⑯「建築物の構造概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所が設置されている建築物全体の建基法第2条第5号で規定する主要構造部の構造の概要を記入すること。
- (7) ⑰「製造（取扱）設備の概要」の欄は、危険物を製造し、又は取り扱う機器、設備のうち、次に掲げるものを記入すること。
- ア 蒸留塔、反応塔、その他これらに類する施設の設置基数及びそれぞれの最高地上高さ
- イ ボイラー、加熱炉その他これらに類する施設のそれぞれの性能及び設置基数
- ウ 工作機械、油圧機械その他これらに類する施設の設置基数
- エ 危険物を出荷するローディングアームの設置基数
- オ 危険物を出荷するノズル、固定注油設備その他これらに類する施設の設置基数
- カ 印刷機、塗料等の吹き付け機その他これらに類する施設の設置基数
- キ 上記以外に危険物を製造し、又は取り扱う機器の概要
- (8) ⑱「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」の欄は、当該製造所・一般取扱所において設置されている20号タンクのそれぞれのタンク名称、容量及び設置基数を記入すること。
- (9) ⑲「配管」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。

なお、材質については、J I S 記号でも認められるものであること。

(10) ⑩「加圧設備」とは、危険物製造・取扱機器、配管等に外部から圧力を加える設備等をいい、当該欄には、加圧される危険物の化学名又は通称名、加圧を行う設備又は施設名、圧力及び加圧する物質を記入すること。

(11) ⑪「加熱設備」とは、危険物を直接、間接的に加熱する設備等をいい、当該欄には、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入すること。ただし、危険物を保温する設備は、当該設備には該当しないものであること。

例：製造所において、加熱炉で重油を摂氏 200度まで加熱する場合は、「重油、加熱炉、200℃」と記入すること。

(12) ⑫「乾燥設備」とは、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備をいい、当該欄には、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥する設備又は施設名、乾燥設備の最高温度等を記入すること。

(13) ⑬「貯留設備」の欄には、当該製造所・一般取扱所に設置してある、ためます、拡散防止措置（溝、囲い）、油分離槽等の有無を記入すること。

(14) ⑭「電気設備」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造、防爆ランク等を記入すること。ただし、総合的に「電気設備の基準により設置」と記入することも認められるものであること。

(15) ⑮「換気、排出の設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所において、窓の開閉又は上部に設置された換気口等の場合は「自然換気」と、強制換気又は強制排出を行っている場合は、「強制換気設備」又は「強制排出設備」と、自動強制排風機等により強制換気又は強制排出を行っている場合は、「自動強制換気設備」又は「自動強制排出設備」と記入すること。

(16) ⑯「静電気除去設備」とは、危険物が流動する際に発生する静電気等を除去する設備をいい、当該欄には、接地工事の種類又は「アース」と記入すること。

なお、電動機等電気設備の設置により設置する接地は、該当しないものであること。

(17) ⑰「避雷設備」の欄は、当該製造所・一般取扱所に設置した避雷設備の受雷部システムのうち「保護角法」、「回転球体法」、「メッシュ法」で該当するものを記入すること。

(18) ⑱「警報設備」の欄は、危規則第37条で規定する区分のうち、当該製造所・

一般取扱所に設置したものを記入すること。

(19) ㊸「消火設備」の欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所・一般取扱所に設置したものを記入すること。

(20) ㊹「工事請負者住所氏名」の欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称及び住所並びに当該法人における当該工事の責任者の氏名、電話番号を記入すること。

~~製造所~~
構造設備明細書
一般取扱所

| | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---|----------------|-------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 事業の概要 | | ① 写真用原材料の製造事業所 | | | | | |
| 危険物の取扱作業の内容 | | ② 各種有機化合物を原料として、反応・析出・還元・造粒等の工程を経て写真薬品を製造する | | | | | |
| 製造所（一般取扱所）の敷地面積 | | ③ 602.12 m ² | | | | | |
| 建築物の構造 | 階数 | ④ 3階 | 建築面積 | ⑤ 202.11 m ² | 延べ面積 | ⑥ 580.34 m ² | |
| | 壁 | 延焼のおそれのある外壁 | ⑦ コンクリート（耐火構造） | 柱 | ⑨ 鉄骨造（耐火構造） | 床 | ⑨ コンクリート（耐火構造） |
| | | その他の壁 | ⑧ スレート（不燃材料） | はり | ⑨ 鉄骨造（耐火構造） | 屋根 | ⑨ 鉄骨造（耐火構造） |
| | 窓 | | ⑩ 網入りガラス | 出入口 | ⑪ 特定防火設備 | 階段 | ⑫ 屋内階段鉄骨造 |
| 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造 | | 階数 | ⑬ | 建築面積 | ⑭ m ² | 延べ面積 | ⑮ m ² |
| | | 建築物の構造概要 ⑯ | | | | | |
| 製造設備の概要（取扱） | ⑰ 加熱設備 1基（WY-3256T） 熱交換器 3基（VL-11ZF） | | | | | | |
| 令第九條第二十号の概要 | ⑱ 500Lタンク×3基（原料タンク） 400Lタンク×3基（中間タンク） 180Lタンク×4基（蒸留タンク） | | | | | | |
| 配管 | ⑲ 金属配管（SUS） | | 加圧設備 | ⑳ なし | | | |
| 加熱設備 | ㉑ 蒸気、170℃ | | 乾燥設備 | ㉒ 熱風乾燥、110℃ | | | |
| 貯留設備 | ㉓ 溝 10×10 ためます 30×30×30 | | 電気設備 | ㉔ 電気設備の基準により設置 | | | |
| 換気、排出の設備 | ㉕ 強制排出設備 | | 静電気除去設備 | ㉖ アース | | | |
| 避雷設備 | ㉗ 保護角法（保護レベルI） | | 警報設備 | ㉘ 自動火災報知設備 | | | |
| 消火設備 | ㉙ 第3種粉末消火設備、第5種粉末消火器 55本 | | | | | | |
| 工事請負者住所氏名 | ⑳ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇 | | | | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 令第九條第1項第20号のタンクにあっては、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4号のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

2 屋内貯蔵所構造設備明細書の記入方法は、次によること。（＊）

- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
(2) ②「建築物の構造」の欄は、「軒高」及び「階高」の欄を除き、前1(4)の例によること。

なお、③「軒高」及び「階高」の欄は、次によること。

ア 1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合は、危政令第10条第1項第4号で規定する軒高を記入すること。

なお、「軒高」とは、地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷げた又は柱の上端までの高さをいうものであること。

イ 1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合は、危政令第10条第3項第2号で規定する階高を記入すること。

- (3) ④1棟の建築物の全てが屋内貯蔵所として規制される場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、記入せず斜線を引くこと。

なお、1棟の建築物の一部に設置した屋内貯蔵所の場合の「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」の欄の記入方法は、前1(6)の例によること。

- (4) ⑤「架台の構造」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した架台の材質、段数、縦、横、高さ及び設置台数を記入すること。
(5) ⑥「採光、照明設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した採光及び照明設備の種類等の概要を記入すること。
(6) ⑦「換気、排気の設備」、「電気設備」、「避雷設備」の欄は、それぞれ前1(14)、(15)、(17)の例によること。
(7) ⑧「通風、冷房装置等の設備」の欄は、当該屋内貯蔵所に設置した通風、冷房及び暖房装置の概要を記入すること。
(8) ⑨「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前1(18)、(19)、(20)の例によること。

屋内貯蔵所構造設備明細書

| | | | | | | | |
|-------------------------|----|--|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 事業の概要 | | ① 塗料の製造のため貯蔵する | | | | | |
| 建築物の構造 | 階数 | ② 地上1階 | 建築面積 | ② 250 m ² | 延べ面積 | ② 250 m ² | |
| | 壁 | 延焼のおそれのある外壁 | ② RC造 (耐火構造) | 柱 | ② 鉄骨造 (耐火構造) | 床 | ② RC造 (耐火構造) |
| | | その他の壁 | ② RC造 (耐火構造) | はり | ② 鉄骨造 (耐火構造) | 屋根又は上階の床 | ② RC造 (耐火構造) |
| | 窓 | ② 網入りガラス | 出入口 | ② 特定防火設備 | 階段 | ② なし | 軒高 階高 |
| 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造 | | 階数 | ④ 地上2階 | 建築面積 | ④ 500 m ² | 延べ面積 | ④ 500 m ² |
| | | 建築物の構造概要 | | ④ RC造(耐火構造) | | | |
| 架台の構造 | | ⑤ スチール製(幅3,600mm×奥2,000mm×高さ5,400mm) 3段×2基 スチール製(幅5,000mm×奥2,000mm×高さ5,400mm) 4段×2基 | | | | | |
| 採光、照明設備 | | ⑥ 蛍光灯(安全増防爆構造)×2基 | | | | | |
| 換気、排出の設備 | | ⑦ 自動強制排出設備 | | | | | |
| 電気設備 | | ⑦ 電気設備の基準により設置 | | | | | |
| 避雷設備 | | ⑦ メッシュ法 | | | | | |
| 通風、冷房装置等の設備 | | ⑧ なし | | | | | |
| 消火設備 | | ⑨ 第4種粉末消火器 1本 第5種粉末消火器 2本 | | | | | |
| 警報設備 | | ⑨ なし | | | | | |
| 工事請負者住所氏名 | | ⑨ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇 | | | | | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考 2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 屋外タンク貯蔵所構造設備明細書の記入方法は、次によること。（＊）

- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
- (2) ②「貯蔵する危険物の概要」の欄は、当該屋外タンク貯蔵所に貯蔵する危険物の引火点及び最高貯蔵温度を記入すること。
- (3) ③「基礎、据付方法の概要」の欄は、当該タンクの地盤の改良方法、基礎型式及びタンク固定方法の概要を記入すること。
- (4) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。

ア ④形状の欄は、形状及び屋根形状により次に掲げる区分等により記入すること。

- (ア) 縦置円筒型（コーンルーフ）
- (イ) 縦置円筒型（ドームルーフ）
- (ロ) 縦置円筒型（フローティング）
- (ハ) 縦置円筒型（インナーフローティング）
- (ニ) 横置円筒型
- (ホ) 角型

イ ⑤「常圧・加圧（kPa）」の欄は、当該タンクの貯蔵方法に該当するものに○を付け、加圧の場合はその圧力を記入すること。

なお、常圧とは、正圧又は負圧で5 kPaを超えないものをいう。

ウ ⑥「寸法」の欄は、次によること。

なお、全長は外寸法とし、その他の部分はそれぞれ内寸法を記入すること。

- (ア) 縦置円筒型タンクの場合は、内径及び側板のトップアングルまでの胴高さを記入すること。
- (イ) 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長（円筒部分の長さ）、鏡出及び全長を記入すること。
- (ロ) 角型タンクの場合は、縦、横及び高さを記入すること。

エ ⑦「容量」の欄は、当該タンクの内容容量を記入すること。

オ ⑧「材質、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。

なお、材質については、JIS記号でも認められるものであること。

カ ⑨「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。

- キ ⑩「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。
- ク ⑪「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。
- ケ ⑫「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に○を付けること。
- コ ⑬「不活性気体の封入設備」の欄は、当該タンクに不活性気体を封入する設備がある場合、当該設備の概要を記入すること。
- サ ⑭「タンク保温材の概要」の欄は、当該タンクの外面に保温材がある場合、保温材の材質、固定方法等を記入すること。
- (5) ⑮「注入口の位置」の欄は、移動タンク貯蔵所等からの受入口の設置場所及び設置場所が防油堤の内側か外側かを記入すること。
- (6) ⑯「注入口付近の接地電極」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に○を付けること。
- (7) ⑰「防油堤」の欄は、次によること。
- ア 「構造」の欄は、当該防油堤の構造を記入すること。
- イ 「容量」の欄は、当該防油堤の容量を記入すること。
- ウ 「排水設備」の欄は、当該防油堤内の雨水等の排水方法を記入すること。
- (8) ⑱「ポンプ設備の概要」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類、最大吐出量等を記入すること。
- (9) ⑲「避雷設備」の欄は、当該タンクに設置してある避雷設備を記入すること。
- (10) ⑳「配管」及び「消火設備」の欄は、前1(9)及び(19)の例によること。
- (11) ㉑「タンクの加熱設備」の欄は、当該タンクに設置された加熱設備の概要を記入すること。
- (12) ㉒「工事請負者住所氏名」の欄は、前1(20)の例によること。

屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

| | | | | | |
|------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|--|---------|
| 事業の概要 | | ① 石油精製業 | | | |
| 貯蔵する危険物の概要 | | 引火点 | ② 45 °C | 貯蔵温度 | ② 常温 °C |
| 基礎、据付方法の概要 | | ③ 鉄筋コンクリート製架台にアンカーボルト6本を使用し据え付ける | | | |
| タンクの構造、設備 | 形状 | ④ 縦置円筒型 (コーンルーフ) | | ⑤ <input checked="" type="radio"/> 常圧・加圧 (k P a) | |
| | 寸法 | ⑥ 内径 4,400mm 高さ 7,200mm | | ⑦ 全容量 109,478 L 空間容量 9,478 L (8.6%) 申請容量 100,000 L | |
| | 材質、板厚 | ⑧ S S 400 屋根板 4.5mm、側板 6.0mm、底板 6.0mm | | | |
| | 通気管 | 種別 | 数 | 内径又は作動圧 | |
| | | ⑨ 無弁通気管 | ⑨ 1 | ⑨ 50 mm k P a | |
| | 安全装置 | 種別 | 数 | 作動圧 | |
| | | ⑩ なし | ⑩ | ⑩ k P a | |
| | 液量表示装置 | ⑪ フロート式液面計 | 引火防止装置 | ⑫ <input checked="" type="radio"/> 有・無 | |
| 不活性気体の封入設備 | ⑬ なし | タンクの保温材の概要 | ⑭ なし | | |
| 注入口の位置 | ⑮ 防油堤内 | | 注入口付近の接地電極 | ⑯ <input checked="" type="radio"/> 有・無 | |
| 防油堤 | 構造 | | 容量 | 排水設備 | |
| | ⑰ 鉄筋コンクリート造 | | ⑰ 121 m ³ | ⑰ 50A排水バルブ1か所設け油分離槽を経て構内排水溝に放流 | |
| ポンプ設備の概要 | ⑱ 電動ポンプ×2基 / 吐出量 300K L / 分 | | | | |
| 避雷設備 | ⑲ タンクに接地アースを設ける | | | | |
| 配管 | ⑳ S G P | | | | |
| 消火設備 | ㉑ 第3種固定泡消火設備 2基 第5種粉末消火器 2本 | | タンクの加熱設備 | ㉒ なし | |
| 工事請負者住所氏名 | ㉓ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 | | | 電話 〇〇-〇〇〇〇 | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 屋内タンク貯蔵所構造設備明細書の記入方法は、次によること。（＊）

(1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。

(2) 「タンク専用室の構造」の欄は、次によること。

ア ②「壁」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前1(4)エ及びオ、また、当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前1(5)エ及びオの例によること。

イ ③「床」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前1(4)カ、また、当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前1(5)カの例によること。

ウ ④「出入口」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前1(4)ク、また、当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前1(5)ケの例によること。

なお、敷居高さの欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置した敷居又は油止めの高さを記入すること。

エ ⑤「屋根」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所が独立棟に設置されている場合は前1(4)カ、また、当該屋内タンク貯蔵所が建築物の一部に設置されている場合は、前1(5)キの例によること。

オ ⑥「その他」の欄は、当該屋内タンク貯蔵所に設置した敷居又は油止めの構造及び容量を記入すること。

(3) ⑦「建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造」の欄は、前1(6)の例によること。

(4) ⑧「タンクの構造、設備」の欄は、前3(4)の例によること。

(5) ⑨「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前3(5)、(6)、(8)の例によること。

(6) ⑩「採光、照明設備」及び「換気、排出の設備」の欄は、前2(5)及び前1(15)の例によること。

(7) ⑪「配管」、「警報設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前1(9)、(18)、(19)、(20)の例によること。

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書

| | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------------------------------------|------------|--|-------------------------------|--------------------------|--|
| 事業の概要 | | ① 病院(ボイラー用の燃料を貯蔵する) | | | | | |
| タンク専用室の構造 | 壁 | 延焼のおそれのある外壁 | ② 鉄筋コンクリート | | 床 | ③ コンクリート | |
| | | その他の壁 | ② 鉄筋コンクリート | | 出入口 | ④ 特定防火設備 (敷居高さ 20 cm) | |
| | 屋根 | ⑤ 鉄筋コンクリート | | その他 | ⑥ | | |
| 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造 | 階数 | ⑦ | 設置階 | ⑦ | 建築面積 | ⑦ m ² | |
| | 建築物の構造概要 | | | ⑦ | | | |
| タンクの構造、設備 | 形状 | ⑧ 角型 | | ⑧ <input checked="" type="radio"/> 常圧・加圧 (k P a) | | | |
| | 寸法 | ⑧ 縦 2,000mm 横 2,000mm 高さ 2,000mm | | 容量 | ⑧ 内容積 8.0 k L 申請容量 7.5 k L | | |
| | 材質、板厚 | ⑧ S S 400 底板 6 mm、側板 6 mm、天板 4 mm | | | | | |
| | 通気管 | 種別 | 数 | | 内径又は作動圧 | | |
| | | ⑧ 無弁通気管 | ⑧ 1 | | ⑧ 50 mm k P a | | |
| | 安全装置 | 種別 | 数 | | 作動圧 | | |
| ⑧ なし | | ⑧ | | ⑧ k P a | | | |
| 液量表示装置 | ⑧ フロート式液面計 | | 引火防止装置 | ⑧ <input checked="" type="radio"/> 有・無 | | | |
| 注入口の位置 | ⑨ タンク室の北側外壁 | | 注入口付近の設置電極 | ⑨ <input checked="" type="radio"/> 有・無 | | | |
| ポンプ設備の概要 | ⑨ 電動ポンプ (安全増防爆) × 2 基 / 吐出量 120 L / 分 | | | | | | |
| 採光、照明設備 | ⑩ 蛍光灯 (防爆構造) × 2 基 | | 換気、排出の設備 | ⑩ 強制排出設備 | | | |
| 配管 | ⑪ S G P | | | | | | |
| 消火設備 | ⑪ 第4種粉末消火器 1 本 第5種粉末消火器 2 本 | | 警報設備 | ⑪ 加入電話 | | | |
| 工事請負者住所氏名 | ⑪ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇 | | | | | | |

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部にタンク専用室を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

- 5 地下タンク貯蔵所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（＊）
- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
 - (2) ②「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに○を付けること。
 - (3) ③「タンクの種類」の欄は、該当するものに○を付けること。
 - (4) ④「タンクの構造、設備」の欄は、「可燃性蒸気回収設備」の欄を除き前3(4)の例によるほか、次によること。
 - ア ⑤「外面の保護」の欄は危規則第23条の2に定めるものをいう。
 - イ ⑥「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の漏れ検知設備は、危政令第13条第1項第13号及び危規則第24条の2の2中の設備の中で該当するものの種類等を記入すること。
 - ウ ⑦「可燃性蒸気回収設備」の欄は、当該地下タンク貯蔵所に可燃性蒸気回収設備がある場合は、有に○を付け、かっこ内にその設備の概要を記入すること。
 - (5) ⑧「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、次によること。
 - ア タンク室の場合は、タンク室の蓋、壁、底の構造等を記入すること。
 - イ 前(2)の「直埋設」又は「漏れ防止」の場合は、当該構造の概要を記入すること。
 - (6) ⑨「注入口の位置」、「注入口付近の接地電極」、「ポンプ設備の概要」の欄は、それぞれ前3(5)、(6)、(8)の例によるほか、ポンプ設備を地下タンク内に設置するものは、その旨を記入すること。
 - (7) ⑩「配管」、「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前1(9)、(14)、(19)、(20)の例によること。

地下タンク貯蔵所構造設備明細書

| | | | | | |
|-------------------------|-----------------------|--|---------------------------|---|--|
| 事業の概要 | | ① 病院（非常用発電機の燃料と貯蔵） | | | |
| タンクの設置方法 | | ② <u>タンク室</u> ・ 直埋設 ・ 漏れ防止 | | | |
| タンクの種類 | | ③ <u>鋼製タンク</u> ・強化プラスチック製二重殻タンク・鋼製二重殻タンク、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク | | | |
| タンクの構造、設備 | 形状 | ④ 横置円筒型 | ④ <u>常圧</u> ・ 加圧（ k P a ） | | |
| | 寸法 | ④ 内径 2,300mm 鏡出 446mm 胴長 8,800mm | 容量 | ④全容量 38,002 L 空間容量 3,002L (7.9%) 実容量 35,000 L | |
| | 材質、板厚 | ④ S S 400 胴板 9 mm、鏡板 9 mm | | | |
| | 外面の保護 | ⑤ 下地処理したタンク外面に塗装剤を塗布し、その表面に覆装材を貼付し、更にその上から塗装剤を覆装材に含浸するように塗布する。塗覆装の厚さは、2 mm以上とする。 | | | |
| | 危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要 | ⑥ 漏えい検知管を周囲4か所に設置 | | | |
| | 通気管 | 種 別 | 数 | 内径又は作動圧 | |
| | | ④ 無弁通気口 | ④ 1 | ④ 50 mm k P a | |
| | 安全装置 | 種 別 | 数 | 作 動 圧 | |
| | | ④ なし | ④ | ④ k P a | |
| 可燃性蒸気回収設備 | ⑦ 有（ ） ・ <u>無</u> | | | | |
| 液量表示装置 | ④ フロート式液面計 | 引火防止装置 | ④ <u>有</u> ・ 無 | | |
| タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要 | | ⑧ 床・壁・蓋共に厚さ 30 c m上の鉄筋コンクリート造で内面は蓋を除き防水モルタルとする ※寸法等詳細は図面のとおり | | | |
| 注入口の位置 | | ⑨ 管理棟東側花壇横 | 注入口付近の接地電極 | ⑨ <u>有</u> ・ 無 | |
| ポンプ設備の概要 | | ⑨ ギヤポンプ（安全増防爆）1基 / 吐出量 90 L / 分 | | | |
| 配 管 | | ⑩ 鋼管（S T P G） | | | |
| 電 気 設 備 | | ⑩ 電気設備の基準により設置 | | | |
| 消 火 設 備 | | ⑩ 第5種粉末消火器 2本 | | | |
| 工事請負者住所氏名 | | ⑩ 沼津市大岡〇〇番〇号 電話 〇〇-〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「直埋設」とは、二重殻タンクをタンク室以外の場所に設置する方法（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置する方法を除く。）をいう。
- 3 「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」とは、令第13条第2項第2号イに掲げる材料で造った地下貯蔵タンクに同項第1号ロに掲げる措置を講じたものをいう。

- 6 簡易タンク貯蔵所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（＊）
- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
 - (2) 「専用室の構造」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所を建築物内に設置する場合であり、記入方法は、次によること。
 - ア ②「壁」、「床」、「屋根」の欄は、それぞれ前1(4)エ、オ、カの例によること。
 - イ ③「出入口」の欄は、前1(4)クの例によるほか、当該建築物に設置した敷居の高さをかっこ書で記入すること。
 - ウ ④「その他」の欄は、当該建築物の建築面積を記入すること。
 - (3) 「タンクの構造、設備」の欄は、次によること。
 - ア ⑤「形状」、「寸法」、「容量」、「材質、板厚」の欄は、それぞれ前3(4)の例によること。
 - イ ⑥「通気管」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の通気管の構造等を記入すること。
 - ウ ⑦「給油、注油設備」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所に設置する給油又は注油設備の概要を記入すること。
 - (4) ⑧「タンクの固定方法」の欄は、当該簡易タンク貯蔵所の固定方法の概要を記入すること。
 - (5) ⑨「採光、照明設備」の欄は、前2(5)の例によること。
 - (6) ⑩「換気、排気の設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前1(15)、(19)、(20)の例によること。

簡易タンク貯蔵所構造設備明細書

| | | | | | |
|-----------|-----|---|---|---------|----------------------------------|
| 事業の概要 | | ① 運送業 | | | |
| 専用室の構造 | 壁 | 延焼のおそれのある外壁 | ② | 床 | ② |
| | | その他の壁 | ② | 屋根 | ② |
| | 出入口 | ③ (敷居高さ cm) | | その他 | ④ |
| タンクの構造、設備 | 形状 | ⑤ 角型 | | 寸法 | ⑤ 縦横高さ 730mm×730mm×1,200mm |
| | 容量 | ⑤ 全容量 640L 空間容量 40L (6.3%) 申請容量 600L | | 材質、板厚 | ⑤ S S 400 / 4.5mm |
| | 通気管 | ⑥ 内径 30mm 引火防止網あり (40メッシュ) | | 給油、注油設備 | ⑦ 給油設備 20L/分 |
| タンクの固定方法 | | ⑧ 車止め | | | |
| 採光、照明設備 | | ⑨ なし | | | |
| 換気、排気の設備 | | ⑩ なし | | | |
| 消火設備 | | ⑩ 第5種粉末消火器 2本 | | | |
| 工事請負者住所氏名 | | ⑩ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 | | 電話 | 〇〇-〇〇〇〇 |

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

7 移動タンク貯蔵所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（＊）

- (1) ①「車名及び型式」の欄は、当該タンクを固定又は積載する車両の名称及び当該車両の車検証に記載された型式を記入すること。
- (2) ②「製造事業所名」の欄は、車両にタンクのぎ装を行った事業所の名称を記入すること。
- (3) ③「危険物」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に積載する全ての危険物を記入すること。
- (4) ④「タンク諸元」、「防波板」、「タンクの最大常用圧力」、「安全装置」、「側面枠」、「防護枠」の欄は、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、J I S 記号を記入すること。
- (5) ⑤「閉鎖装置」、「吐出口の位置」、「レバーの位置」、「底弁損傷防止方法」、「接地導線」の欄は、それぞれ該当する項目に○を付すること。
なお、レバーとは、緊急停止レバーを指すものであること。
また、接地導線の欄は、かっこ内にその長さを記入すること。
- (6) ⑥「緊結装置」の欄は、積載式移動タンク貯蔵所又は国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所（箱枠のある移動タンク貯蔵所）のみ該当する項目を記入すること。ただし、「材質記号」の欄は、J I S 記号を記入すること。
- (7) ⑦「消火器」の欄は、当該移動タンク貯蔵所に設置した消火器の種類、本数について記入すること。
- (8) ⑧「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に○を付けること。
- (9) ⑨「備考」の欄は、特殊な移動タンク貯蔵所について、その概要を記入すること。

様式第4のトの2（第4条、第5条関係）

積載式移動タンク貯蔵所（移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するもの）構造設備明細書

| | | | |
|--|-------|-------------------|--|
| 車名及び型式 | | ① ○○ TC 205 被けん引車 | |
| 製造事業所名 | | ② △△株式会社 | |
| 危険物 | 類別 | ③ 第四類 | |
| | 品名 | ③ 第二石油類 | |
| | 化学名 | ③ 軽油 | |
| | 比重 | ③ 0.85 | |
| 移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名（機関名）及び承認番号 | | 国名（機関名） | 米国（BV） |
| | | 承認番号 | □□□□□ |
| 緊結装置 | 緊締金具 | | ⑥ <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 |
| | Uボルト | 材質記号 | |
| | | 引張り強さ | N/mm ² |
| | | 直径、本数 | mm ・ 本 |
| 消火器 | 薬剤の種類 | ⑦ 粉末 | |
| | 薬剤量 | ⑦ 3.5 kg | kg |
| | 個数 | ⑦ 2 個 | 個 |
| 備考 | | | |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

8 屋外貯蔵所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（＊）

- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
- (2) ②「区画内面積」の欄は、当該屋外貯蔵所の面積を記入すること。
- (3) ③「さく等の構造」の欄は、さくの材質及び構造の概要を記入すること。
- (4) ④「地盤面の状況」の欄は、地盤面の構造を記入すること。
- (5) ⑤「架台の構造」の欄は、前2(4)の例によること。
- (6) ⑥「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、前1(19)、(20)の例によること。

屋外貯蔵所構造設備明細書

| | |
|---------------|---|
| 事業の概要 | ① 電気工事施工業 |
| 区画内面積 | ② 5 m×10m 50 m ² |
| さく等の構造 | ③ 高さ1 mの鉄柱を1 m間隔で設け、その間を鎖で結ぶ |
| 地盤面の状況 | ④ 周囲の地盤より10 cm高くしたコンクリート舗装面とし、周囲に溝（深さ5 cm×幅10 cm）及び油分離槽を設ける |
| 架台の構造 | ⑤ なし |
| 消火設備 | ⑥ 第5種粉末消火器 5本 |
| 工事請負者 住所氏名 | ⑥ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇 |

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

9 給油取扱所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（＊）

- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
- (2) ②「敷地面積」の欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入すること。
- (3) ③「給油空地」の欄は、次によること。
 - ア 間口の部分は、主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さを記入すること。
 - イ 奥行は、当該給油空地の間口を長辺とした長方形の短辺の長さを記入すること。
- (4) ④「注油空地」の欄は、有無に○を付けるとともに、有の場合は、（ ）内の該当する項目に○を付けること。
- (5) ⑤「空地の舗装」の欄は、コンクリート以外の場合には、その他に○を付け、仕様を記入すること。
- (6) 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄は、次によること。
 - ア ⑥「階数」、「柱」、「床」、「はり」、間口の部分は、主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さを記入すること。
 - イ ⑦「建築面積」の欄は、当該給油取扱所の建築確認における建築面積を記入すること。
 - ウ ⑧「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積を記入すること。
 - エ ⑨「壁」の欄は、外壁の構造を記入すること。
- (7) ⑩「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、給油取扱所を含めた建築物全体の構造を記入するほか、次によること。
 - ア 「階数」、「延べ面積」、「建築面積」、「柱」、「床」、「はり」の欄は、前1(5)の例によること。
 - イ 「壁」の部分は、当該建築物の外壁の構造を記入すること。
- (8) ⑪「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は、給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合には、有に○を付けること。

また、当該給油取扱所に上階がある場合、延焼防止の屋根又はひさしの有無及び屋根又はひさし外縁部から上階の外壁までの最短距離を記入すること。
- (9) 「建築物の用途別面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用

途別面積とし、次によること。

ア ⑫「第1号」の欄は、「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」のうち、床又は壁で区画された1階部分の床面積を記入すること。

イ ⑬「第2号」の欄は、「給油取扱所の業務を行うための事務所」のうち、床又は壁で区画された部分の床面積を記入すること。

ウ ⑭「第3号」の欄は、「自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の床面積を記入すること。

エ ⑮「第4号」の欄は、「自動車等の洗浄を行う作業場（壁等により区画された部分に限る。）」の自動車等の洗浄作業を行う部分の床面積を記入すること。

オ ⑯「第5号」の欄は、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務（本社機能の事務所等）を行うための事務所」の床面積を記入すること。

カ ⑰「第6号」の欄は、「政令別表第1第1項、第3項、第4項、第8項、第11項から第13項イ、第14項及び第15項に掲げる防火対象物の用途（前アからオに掲げるものを除く。）」のうち、床又は壁で区画された部分の床面積を記入すること。

キ ⑱「計」の欄は、「1階」にあつては、第1号から第6号までの床面積の合計を、「2階以上を含む。」の欄にあつては、床又は壁で区画された部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた第2号、第3号及び第6号の床面積の合計を記入すること。

(10) ⑲「周囲の塀又は壁」の欄は、防火塀又は防火塀代替の壁の構造、高さ及びはめごろし戸の有無を記入するとともに、はめごろし戸がある場合は、仕様を記入すること。

(11) 「固定給油設備等」の欄は、次によること。

ア ⑳「型式」の欄は、設置する固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社における型式機種名を記入すること。

イ ㉑「数」の欄は、設置する固定給油設備等の型式機種ごとにその設置数を記入すること。

ウ ㉒「道路境界線からの間隔」及び「敷地境界線からの間隔」の欄は、固定給油設備等の中心から道路境界線及び敷地境界線までの距離が一番近いもの

の距離をそれぞれ記入すること。

- (12) ㉓「固定給油設備以外の給油設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した固定給油設備以外の給油設備の種類を記入すること。
- (13) ㉔「附随設備の概要」の欄は、危規則第25条の5で規定する附随設備の種類、設置基数等を記入すること。
- (14) ㉕「電気設備」、「警報設備」、「消火設備」の欄は、それぞれ前1(14)、(18)、(19)の例によること。
- (15) ㉖「避難設備」の欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備の種類及びその概要を記入すること。
- (16) ㉗「事務所等その他火気使用設備」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の販売室、事務所、その他の部分において使用する火気使用設備の種類及び使用場所並びにボイラー等の機種及び設置場所を記入すること。
- (17) ㉘「滞留防止措置」の欄は、地盤面に傾斜を設ける措置以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- (18) ㉙「流出防止措置」の欄は、排水溝及び油分離装置を設ける措置以外の場合は、その他の（ ）内に仕様を記入すること。
- (19) 「タンク設備」の欄は、次によること。
- ア ㉚「専用タンク」、「廃油タンク等」の欄は、それぞれの区分に応じた設置基数及び括弧書きでそのタンク形状を記入すること。
- 例：30 k L × 1 基、20 k L × 1 基、20 k L 中仕切（10：10） × 1 基
- イ ㉛「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する区分に○を付けること。
- ウ ㉜「簡易タンク」の欄は、設置基数を記入すること。
- (20) ㉝「工事請負者住所氏名」の欄は、前1(20)の例によること。

給油取扱所構造設備明細書

| | | | | | | | |
|---------------------------|--|---------------------|--|----------------|--|----------------------|----------------|
| 事業の概要 | ① 自動車用燃料の給油販売及び灯油の販売、これに伴うサービス業務 | | | | | | |
| 敷地面積 | ② 600 m ² | | | | | | |
| 給油空地 | ③ 間口 18 m | | | 奥行 13 m | | | |
| 注油空地 | ④ 有 (容器詰替・移動貯蔵タンクに注入) ・ 無 | | | | | | |
| 空地の舗装 | ⑤ コンクリート・その他 () | | | | | | |
| 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造 | 階数 | | 建築面積 | | | 水平投影面積 | |
| | ⑥ 2 階 | | ⑦ 事務所棟 100 m ² キャノピー棟 100 m ² 計 200 m ² | | | ⑧ 200 m ² | |
| | 壁 | 柱 | 床 | はり | 屋根 | 窓 | 出入口 |
| | ⑨耐火ボード | ⑥鉄骨造 | ⑥コンクリート | ⑥鉄骨造 | ⑥折板 | ⑥防火設備 | ⑥防火設備 |
| 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造 | 階数 | 延べ面積 | 建築面積 | 壁 | 柱 | 床 | はり |
| | ⑩ | ⑩ m ² | ⑩ m ² | ⑩ | ⑩ | ⑩ | ⑩ |
| 上階の有無(給油取扱所以外) | ⑪ 有 (用途 ()) ・ 無 () (有の場合、屋根又はひさしの有無 有 (m) ・ 無) | | | | | | |
| 建築物の用途別面積 | 項目 用途 | 床又は壁で区画された部分の1階の床面積 | | | 床又は壁で区画された部分(係員のみが出入りするものを除く。)の床面積(2階以上を含む。) | | |
| | 第1号 | ⑫ | 10 | m ² | | | |
| | 第2号 | ⑬ | 10 | m ² | m ² | | |
| | 第3号 | ⑭ | 30 | m ² | ⑭ | 30 | m ² |
| | 第4号 | ⑮ | 30 | m ² | | | |
| | 第5号 | ⑯ | 20 | m ² | | | |
| | 第6号 | ⑰ | | m ² | ⑰ | | m ² |
| | 計 | ⑱ | 100 | m ² | ⑱ | 30 | m ² |
| ⑲ 周囲の塀又は壁 | 構造等 | 鉄筋コンクリート造 | | | 高さ | 2 m | |
| | はめごろし戸の有無 有 (網入りガラス・その他 ()) ・ 無 | | | | | | |

| 固定給油設備等 | 項目 | 型 | 式 | 数 | 道 | 路 | 境 | 界 | 線 | 敷 | 地 | 境 | 界 | 線 |
|---------------|--------|--|-------------------------|---------------------|---------------|---|-------|---|---|----|---|---|---|---|
| | 設備 | | | | か | ら | の | 間 | 隔 | か | ら | の | 間 | 隔 |
| | 固定給油設備 | ⑳ | 固定式マルチ型計量機 (MAB2221) | ㉑ | 2 | ⑳ | 5 | m | ㉒ | 15 | m | | | |
| | 固定注油設備 | ㉑ | 固定式ダブル型計量機 (MAA2222) | ㉑ | 1 | ㉒ | 11 | m | ㉒ | 2 | m | | | |
| 固定給油設備以外の給油設備 | | ㉓ 給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車 | | | | | | | | | | | | |
| 附随設備の概要 | | ㉔ 洗車機1台、オートリフト1台、コンプレッサー1台、POS設備1式、タイヤチェンジャー1台 | | | | | | | | | | | | |
| 電気設備 | | ㉕ 電気設備の基準により設置 | | | | | | | | | | | | |
| 消火設備 | | ㉕ 第3種消火設備一式、第4種粉末消火器1本、第5種粉末消火器7本 | | | | | | | | | | | | |
| 警報設備 | | ㉕ 加入電話 | | | | | | | | | | | | |
| 避難設備 | | ㉖ なし | | | | | | | | | | | | |
| 事務所等その他火気使用設備 | | ㉗ ガスコンロ1台、簡易湯沸器1台 | | | | | | | | | | | | |
| 滞留防止措置 | | ㉘ 地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他() | | | | | | | | | | | | |
| 流出防止措置 | | ㉙ 排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他() | | | | | | | | | | | | |
| タンク設備 | | 専用タンク | ⑳ | SF二重殻タンク 20KL×2基 | 可燃性蒸気 回収設備 | | ㉑ 有・無 | | | | | | | |
| | | 廃油タンク等 | ⑳ | 鋼製一重殻タンク 2KL×1基 | 簡易タンク | | ㉒ なし | | | | | | | |
| 工事請負者 住所氏名 | | ㉓ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇 | | | | | | | | | | | | |

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

- 10 第1種販売取扱所・第2種販売取扱所構造設備明細書の記入例は、次の方法によること。（*）
- (1) ①「事業の概要」の欄は、前1(1)の例によること。
- (2) 「建築物の構造」の欄は、当該販売取扱所が設置されている建築物全体の構造を記入するものとし、次によること。
- ア ②「階数」、「建築面積」、「延べ面積」の欄は、それぞれ前1(4)ア、イ、ウの例によること。
- イ ③「構造概要」の欄は、当該建築物の主要構造部の概要を記入すること。
- (3) 「店舗部分の構造」の欄は、当該販売取扱所部分の構造を記入するものとし、次によること。
- ア ④「面積」の欄は、当該販売取扱所の床面積を記入すること。
- イ ⑤「壁」、「床」、「柱」、「屋根又は上階の床」の欄は、それぞれ前1(5)エ、オ、カ、キの例によること。
- ウ ⑥「天井」の欄は、当該販売取扱所の天井の構造及び材質を記入すること。
- エ ⑦「はり」、「窓」、「出入口」の欄は、それぞれ前1(5)カ、ク、ケの例によること。
- (4) 「配合室」の欄は、当該販売取扱所において色調等を調整する目的等で危険物を取り扱う場所がある場合に記入するものとし、次によること。
- ア ⑧「面積」の欄は、当該部屋の床面積を記入すること。
- イ ⑨「排出の設備」の欄は、前1(15)の例によること。
- (5) ⑩「電気設備」、「消火設備」、「工事請負者住所氏名」の欄は、それぞれ前1(14)、(19)、(20)の例によること。

該当しないものは見え消しする

第一種販売取扱所
 第二種販売取扱所
 構造設備明細書

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|----------|---------------------|-------------------|---------------------|--|
| 事業の概要 | | ① 塗料販売業 | | | | | |
| 建築物の構造 | 階数 | ② 1階 | 建築面積 | ② 30 m ² | 延べ面積 | ② 30 m ² | |
| | 構造概要 | ③ 壁、柱は鉄筋コンクリート造・屋根は波型スレート 床はコンクリート・ためますから油分離槽を経て排水 | | | | | |
| 店舗部分の構造 | 面積 | ④ 20 m ² | 壁 | 延焼のおそれのある外壁 | ⑤ 鉄筋コンクリート造（耐火構造） | | |
| | 床 | ⑤ コンクリート造（耐火構造） | | その他の壁 | ⑤ 鉄筋コンクリート造（耐火構造） | | |
| | 柱 | ⑤ 鉄筋コンクリート造（耐火構造） | 屋根又は上階の床 | ⑤ 波型スレート（不燃材料） | | | |
| | 天井 | ⑥ 不燃材ボード（不燃材料） | は | り | ⑦ 鉄骨造（耐火構造） | | |
| | 窓 | ⑦ 網入りガラス（防火設備） | 出 | 入 | 口 | ⑦ 特定防火設備 | |
| 配合室 | 面積 | ⑧ 10 m ² | | | | | |
| | 排出設備 | ⑨ 自動強制排出設備（安全増防爆型） | | | | | |
| 電気設備 | ⑩ 電気設備の基準により設置 | | | | | | |
| 消火設備 | ⑩ 第5種粉末消火器 3本 | | | | | | |
| 工事請負者住所氏名 | ⑩ 沼津市大岡〇〇番〇号 〇〇株式会社 〇〇 〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇 | | | | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物欄は、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所を設置する建築物について記入すること。

第8 仮使用承認申請

法第11条第5項ただし書に規定する製造所等の仮使用の承認は、次によること。

1 仮使用の承認

製造所等の仮使用の承認対象は、次によること。

- (1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る工事以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とすること。
- (2) タンク及び容器内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、貯蔵に伴う取扱いがない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができること。（*）
- (3) 仮使用の承認を受けた製造所等について、完成検査を受ける前に別の変更許可申請をした場合は、再度仮使用承認申請をすること。ただし、仮使用の範囲に変更のないものは、この限りではない。（*）

2 承認申請書の記入方法及び添付書類

- (1) 申請者は、前第6「製造所等の設置・変更許可申請に関する事務処理」1(1)の例によること。
- (2) 申請書には、工事計画書、平面図、工事工程表等を添付すること。
- (3) 工事計画書には、その工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置、その他必要な事項を記載すること。
- (4) 平面図には、仮使用部分を明示するとともに、工事計画書に定める火災予防上必要な措置を明示すること。
- (5) その他必要な書類として、仮使用に係る工作物等を設置する場合は、その構造図を添付すること。

例：仮事務所、防火塀、流出油防止堤等

3 承認基準

- (1) 災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が計画されていること。
- (2) 工事場所は、工事に必要な十分な広さがあること。

なお、給油取扱所については、工事場所以外の場所に自動車等の給油業務に支障のない広さの空地が確保されていること。

- (3) 工事場所と仮使用場所とは、工事内容に応じた適切な防火区画等を設け、明

確に区分されていること。

- (4) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するため、仮設の水平区画が設けられていること。
- (5) 工事場所の周囲には、仮囲い、バリケード、ロープ等を設けるなど、関係者以外の者が出入りできないような措置が講じられていること。
- (6) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。
- (7) 火気又は火花の発する器具を使用する工事、若しくは火花の発生するおそれのある工事を行わないこと。ただし、火災予防上十分な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (8) 火気使用範囲が明確であること。
- (9) 火気使用場所に消火器等が配置されていること。
- (10) 防火塀、貯留設備、消火設備等の義務設置設備等が、変更に伴う工事に際し撤去又は機能が阻害されるおそれがある場合は、代替えの設備を設置すること。
- (11) その他火災予防上安全な措置が講じられていること。

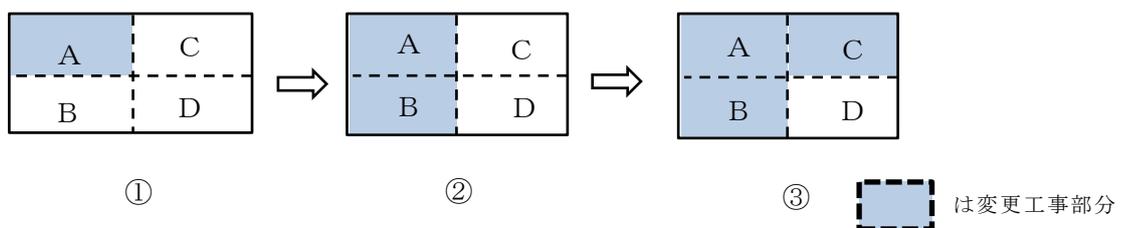
4 変更許可と仮使用承認との関係

- (1) 一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用（＊）

ア 施設の部分的な変更に係るもの

次の図ので示す変更工事がA、B及びCと段階的に行われることが計画上明確である場合は、1件の仮使用承認として取り扱い、その旨が一括して仮使用承認申請書に記載されていること。

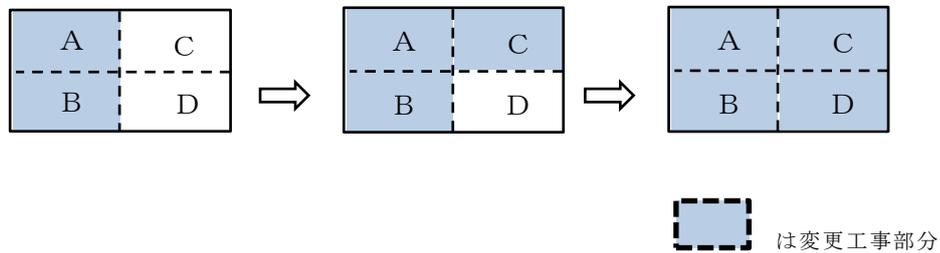
なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲の拡大は認められないこと。



- ① 変更工事部分がAの時は、B、C及びDが仮使用部分となる。
- ② 変更工事部分がAからBに進行した時は、C及びDが仮使用部分となる。
- ③ Bの変更工事に引き続き、変更工事部分がCとなる場合における仮使用部分は、Dとなる。

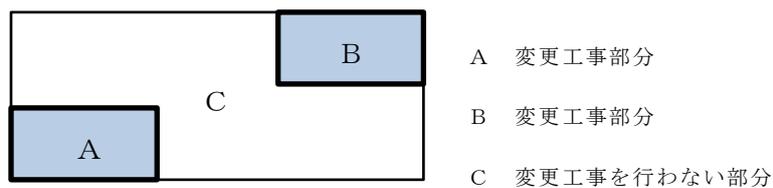
イ 施設全体の変更に係るもの

変更工事が次の図のように段階的に行われ、最終的に施設全体に及ぶ場合は、仮使用ができるものであること。



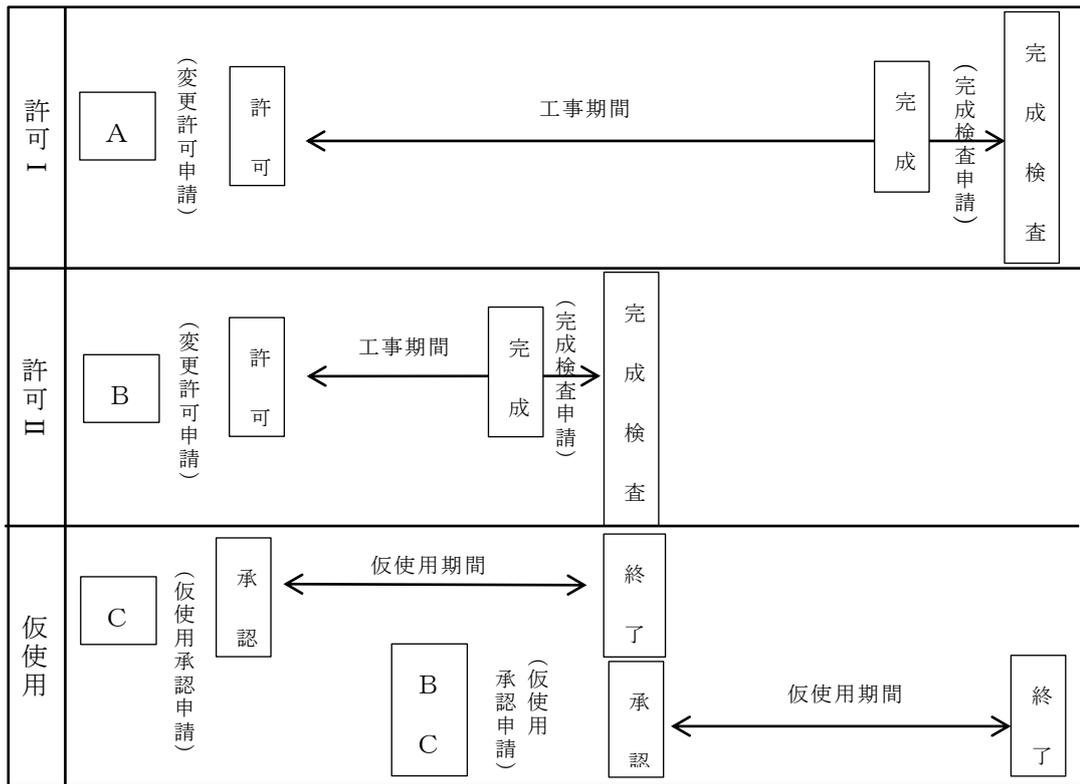
(2) 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用

一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取扱いについては、次のとおりである。【平成11年3月23日消防危第24号】



ア 工事期間が重複する複数の変更工事の場合（一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合）

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用を承認することができること。



㉠ A及びBごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、変更部分以外のCの仮使用を承認する。

この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項) 最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰ及び許可Ⅱの両方に係るものであることが明記されていること。

㉡ Bの工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

㉢ B及びCの仮使用を承認する。

(留意事項) 先行して完成したBについて新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB及びCの仮使用承認が行われること。

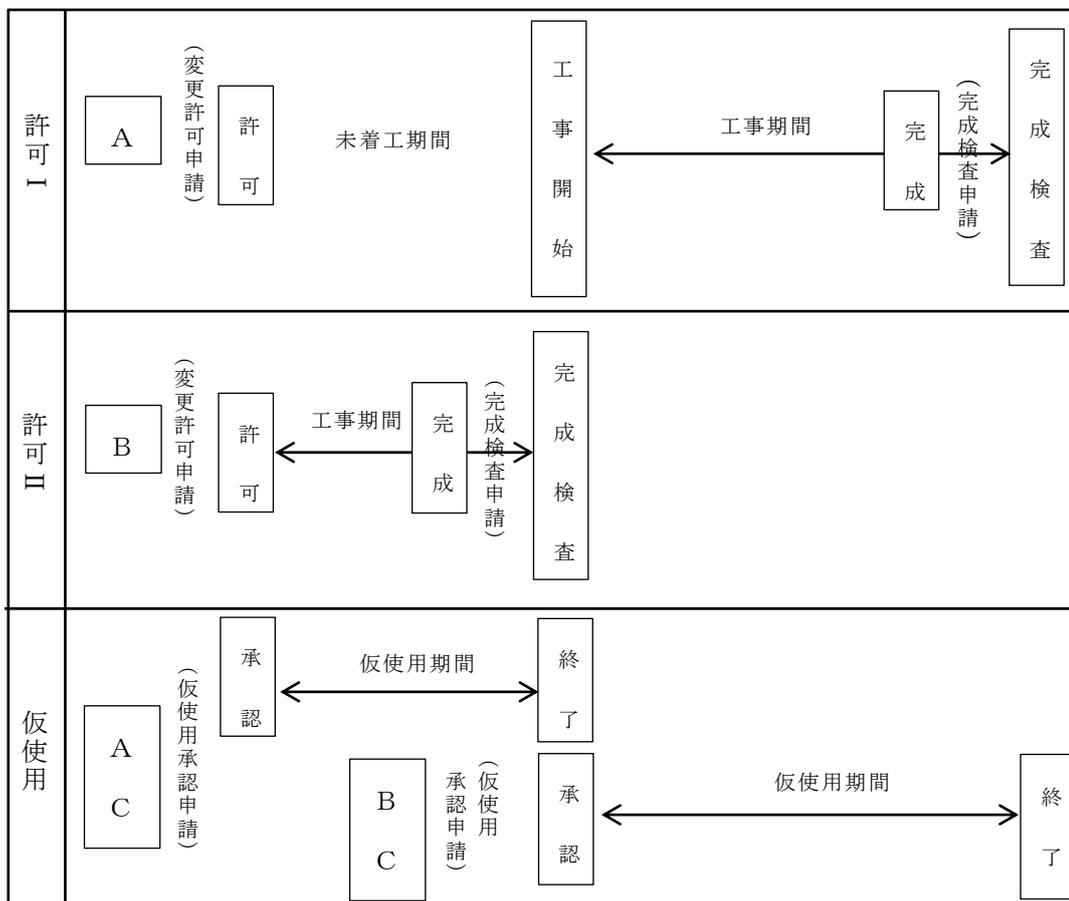
また、仮使用承認申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

イ 工事期間の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて

仮使用承認することができる。

また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。



- (7) A及びBごとの変更許可申請について、それぞれ許可Ⅰ及び許可Ⅱを行うとともに、許可Ⅱの変更工事以外の部分（A及びC）の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

（留意事項）最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることが明記されていること。

- (4) Bの工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

- (7) Aの工事が開始されるに当たり、B及びCの仮使用を承認する。

（留意事項）先行して完成したBについて新たに仮使用を認める場合には、既に承認している仮使用に代えて、新たにB及びCの仮使用承認が行

われるものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることが明記されていること。

- (4) Aの工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

第9 仮貯蔵・仮取扱承認申請

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮扱い（以下「仮貯蔵等」という。）は、次によること。

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵は、7「タンクコンテナ等による仮貯蔵」によること。

1 仮貯蔵等の留意事項

(1) 仮貯蔵等の承認申請は、原則として同一場所ごとに1件として申請すること。

なお、貯蔵と取扱いが同一の場所で同時に行われ、かつ、作業工程上一体性を有すると認められる場合は1件とする。この場合の仮貯蔵と仮取扱いの区分については、貯蔵量と取扱量との比較及び時間的な関係等を考慮し区分すること。ただし、次に掲げる場合は、別件とすること。

ア 同一場所であっても危険物の管理者又は申請者が異なるもの

イ 屋内で階又は室を異にして危険物を貯蔵し、又は取扱いを行うもの

(2) 原則として承認期間（10日間）終了後は、反復して仮貯蔵等を行わないこと。

(3) 仮貯蔵等を行う場所は、製造所等として許可を受けた場所以外の場所であること。ただし、次に掲げる場合は、承認ができるものであること。

ア 製造所等の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の危険物を指定数量以上抜き取る場合

イ 油圧装置等の一般取扱所において、指定数量以上の潤滑油等を交換する場合

ウ その他やむを得ない場合、かつ、火災予防上支障がないと認められる場合

2 承認申請書の記載方法及び添付書類【平成31年2月14日消防危第34号】

(1) 申請者の欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入すること。

(2) 危険物の所有者・管理者又は占有者の欄は、仮貯蔵又は仮取扱いを行う危険物の所有者、管理者又は占有者について記入すること。

(3) 付近見取図及び敷地見取図

(4) 配置図（機器配置図、消火設備配置図等）

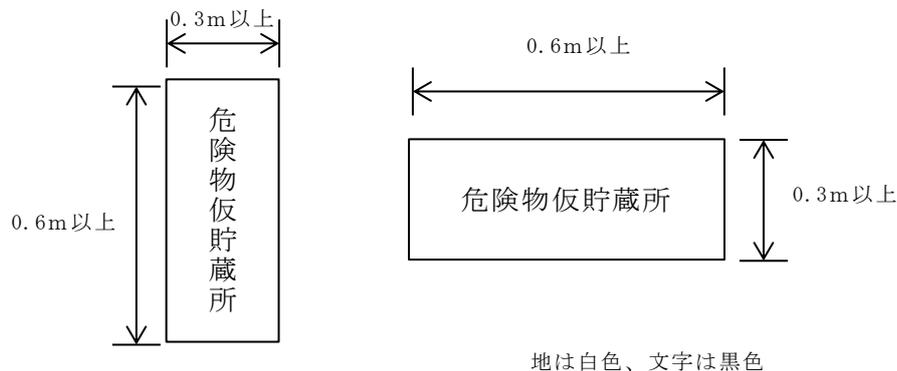
(5) 構造図（建築物、タンク図、機器図、仮貯蔵等の詳細図）

(6) 危険物取扱者免状の写し

(7) その他承認基準を確認できる書類

3 仮貯蔵等の承認基準

- (1) 仮貯蔵等場所における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条から第27条までに定める技術上の基準の例によること。
- (2) 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者の立会いをさせる等、安全の確保を図ること。
- (3) 仮貯蔵等の場所の標識は「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」とし、周囲の見やすい箇所に掲出するものとし、形状、色別等は危規則第17条第1項の基準の例によること。



- (4) 仮貯蔵等の場所の掲示板は、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ危規則第18条第1項第4号、第5号に定める注意事項を記載したものを標識に並行して掲出するものとし、その形状、色別等は危規則第18条第1項第1号、第5号の基準の例によること。
 - (5) 危険物の性質、数量等に応じて危政令別表5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設け、その能力単位の数値は、危険物の所要単位の数値、屋内については、危険物及び建築物の所要単位の数値に達するよう設けること。
- 4 屋内において仮貯蔵等を承認する場合は、次によること。

- (1) 仮貯蔵等を行う建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした専用室（開口部に防火設備を設けたものに限る。）とすること。
- (2) 同一の建築物内において、類を異にする危険物の仮貯蔵等を行う場合は、類を異にする危険物ごとに耐火構造又は不燃材料の隔壁で区画すること。ただし、危政令第26条第1項第1号の2のただし書で定める場合は、この限りでない。
- (3) 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであ

ること。

5 屋外において仮貯蔵等を承認する場合は、次によること。

- (1) 危政令第2条第7号に掲げる危険物であること。ただし、火災予防上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量、貯蔵又は取扱いの方法及び周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。
- (3) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、塀又はさく等を設けて明確に区画すること。
- (4) 容器で危険物を貯蔵する場合は、おおむね危政令第16条第1項第4号に掲げる幅の空地を保有すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
- (5) タンクで危険物を貯蔵する場合は、おおむね3mの幅の空地を保有すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。
- (6) 危険物を取り扱う場合は、火災予防上安全な場所で行うこと。この場合、液体の危険物については、当該危険物が漏えい又は流出した場合に他へ拡散しない措置を講ずること。

6 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、製造所等の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、前1から5までを適用しないことができる。

7 タンクコンテナ等による仮貯蔵【平成4年6月18日消防危第52号】

(1) 留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ又は箱型コンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）（以下「タンクコンテナ等」という。）を仮貯蔵する場合は、1件の仮貯蔵とすることができること。

イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

エ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(7) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積降場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(4) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(7) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 承認申請書の記載方法及び添付書類

ア 申請者は、前第6「製造所等の設置・変更許可申請に関する事務処理」1(1)に準じること。

イ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限にとどめ、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

(7) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(4) 屋内での仮貯蔵

前(7)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

(3) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

- (7) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- (8) 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、安全であると認められる場合は、この限りでない。
- (9) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 標識及び掲示板

(7) 標識

前3(3)の例によること。

(8) 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

ウ 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

エ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- (7) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- (8) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (9) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- (10) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6 m以下とすること。
- (11) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。
- (12) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び前(7)から(11)までを確認すること。

(4) 屋内における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

- (7) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備（危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。）を設けた専用室とすること。
 - (4) 専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
- イ その他
- 前(3)イからエまでの例によること。

第10 移動タンク貯蔵所の事務処理

1 常置場所の変更に係る変更許可申請【平成9年3月26日消防危第33号】

(1) 申請先

移動タンク貯蔵所の常置場所の変更は、変更許可申請を要するものであり、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うものであること。ただし、屋外における同一敷地内の常置場所の変更の処理は、軽微な変更工事として取り扱うものとする。

(2) 添付図書

常置場所の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合（以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。）には、変更許可申請に当たって以下の図書を添付すること。

なお、駿東伊豆消防本部管内における常置場所の変更も同様とする。

ア 最新の許可証の写し

イ 現在の移動タンク貯蔵所の構造及び設備が把握できる図書（常置場所に係る図書を除く。）

ウ タンク検査済証及び最新の完成検査済証の写し

エ 安全装置の製造者の試験結果証等の写し

オ 譲渡又は引渡の処理を行った場合は、譲渡引渡届出書

(3) 行政庁の異なる常置場所の変更に係る譲渡引渡届出等

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出等は、次のア又はイの方法によること。

ア 変更前の常置場所を管轄する市町村長等に譲渡引渡届出を行う場合

(1) 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

(2) 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以下「新行政庁」という。）は、譲渡引渡届出書により譲渡引渡届出がなされていることを確認すること。

イ 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

譲渡又は引渡を行おうとする者が、譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を許可申請書に添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。

2 積載式移動タンク貯蔵所に関する事務処理【平成4年6月18日消防危第54号】

(1) 許可件数

積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該車両の数と同一であること。

(2) 許可申請のタンクコンテナの数

積載式移動タンク貯蔵所の車両に積載することができるタンクコンテナの数は、タンクコンテナの容量の合計が30,000L以下となる数とするが、さらに設置者がその数以上の数の交換タンクコンテナを保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合は次によること。

ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前については、交換タンクコンテナを含めて当該積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を受けること。

イ 設置許可を受けた後については、交換タンクコンテナを保有しようとする際に、当該積載式移動タンク貯蔵所の変更許可を受けること。

(3) タンクコンテナの積替え

前(2)の許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、他の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナと当該タンクコンテナとが緊結装置に同一性をもつものである場合には、既に許可を受けた当該他の積載式移動タンク貯蔵所の車両にも積載することができる。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされる。

(4) 危険物の品名及び貯蔵最大数量の変更

積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量がタンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合には、次によること。

ア 当該積載式移動タンク貯蔵所が設置許可を受ける前については、貯蔵することが予想される全ての品名及び貯蔵最大数量について、当該積載式移動タ

ンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び貯蔵最大数量として設置許可を受けること。

イ 設置許可を受けた後については、貯蔵することが予想される全ての品名及び貯蔵最大数量について、法第11条の4に定める品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出をすること。

(5) 荷卸し後の積載式移動タンク貯蔵所の取扱い

積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後に再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

(6) タンクコンテナ到着時に許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合

積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨車又は船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えない。この場合において、危規則第24条の5第4項第4号の表示について輸送先の許可に係る行政庁名及び設置の許可番号の表示は不要とする。

3 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する事務処理【平成13年4月9日消防危第50号】

(1) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（IMO）が採択した危険物の運送に関する規程（IMDGコード）に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「国際タンクコンテナ」という。）を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

(2) 許可の取扱い

ア 許可件数

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一である

こと。

イ 許可に係る手続

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができるタンクコンテナの数以上の数のタンクコンテナ（以下「交換タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換タンクコンテナを積載しようとする場合の手続は次によること。

(7) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

あ 交換タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。

なお、設置許可申請は、交換タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

い 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想される全ての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。

う 許可申請に当たって添付を要するタンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることに鑑み、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

(8) 積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

保有しようとする交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加を、軽微な変更工事として取り扱って差し支えない。したがって、変更許可及び完成検査は要しないものであること。

なお、交換タンクコンテナのIMDGコードへの適合性、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置の適合性及び貯蔵する危険物を資料（注）の提出（郵送、ファックス等）により確認すること。この場合、不明な点があれば、事業者等に確認すること。

注：タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれ

に代わる機関の許可書の写し、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に係る規格（J I S、I S O等）等が確認できる書類及び貯蔵する危険物を明示した書類をいう。

(3) 完成検査

ア 完成検査は、タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合において、タンクコンテナについては、I M O表示板の確認及びタンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。

また、車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

イ 同時に複数の交換タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する一つのタンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。

ウ タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

(4) その他

ア 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。

イ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナには、危政令第15条第1項第17号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び危規則第24条の8第8号に定める表示がタンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。

ウ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの車両、貨車又は船舶への荷積み又は荷卸しに伴う当該タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いと解されること。

エ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両からタンクコンテナを荷卸しした後において再びタンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所につい

て法第12条の6に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。

オ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該タンクコンテナと他の車両とで一の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所として設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。

カ 積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第11条の4に定める届出を要すること。

4 IMDGコード型タンクローリー車に関する事務処理【平成16年3月23日消防危第35号】

IMDGコード型タンクローリー車とは、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（国際海上危険物規程、IMDGコード）に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所のうち、積載式以外のものをいう。

なお、IMDGコード型タンクローリー車の許可・検査等については、「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について」【平成16年3月23日消防危第35号】によること。

第11 製造所等の届出等に関する事務処理

製造所等の届出等は、法、危政令、危規則又は駿伊危規則の規定によるほか、次によること。

1 危険物製造所等譲渡引渡届出書に関する事務処理（法第11条）

(1) 危険物製造所等譲渡引渡届出に必要な書類

ア 危険物製造所等譲渡引渡届出書

イ 譲渡又は引渡しがあったことが証明できる書類（譲渡又は引渡しの登記の写し若しくは譲渡人又は引渡人の発行した証明書〔当事者の連名によるもの〕。）

(2) 事務処理上の留意事項

「譲渡」とは贈与、売買等により所有権を移転することを、「引渡し」とは、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転することであること。

なお、譲渡又は引渡しに該当しないものについては、危険物製造所等変更届出書により処理すること。

2 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書に関する事務処理（法第11条の4）

事務処理上の留意事項

(1) 危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書は、品名・数量を変更しても位置、構造及び設備の変更を伴わないことを確認すること。

また、指定数量の倍数の増加により、保有空地の拡大、新たに消火設備、警報設備等の設置が必要となり、変更許可に該当する場合があるので留意すること。

(2) 移動タンク貯蔵所で貯蔵する危険物（油種）の変更又は追加に伴い、貯蔵物重量が増加する場合は、側面枠の基準に変更が生じ、変更許可に該当する場合があるので留意すること。

3 危険物製造所等軽微な変更工事届出書に関する事務処理（駿伊危規則第8条）

(1) 危険物製造所等軽微な変更工事届出に必要な書類

ア 危険物製造所等軽微な変更工事届出書

イ 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置に係る設備の設置方法、使用器具〔火気及び火花を生ずるおそれのあるもの〕等を記載すること。）

ウ その他（工事部分の概略図面、計算書等）

(2) 事務処理上の留意事項

ア 製造所等で工事が行われることに伴い、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しない「軽微な変更工事」として取り扱うこと。

イ 「軽微な変更工事」のうち、「資料等による確認を要しない軽微な変更工事」と「資料等による確認を要する軽微な変更工事」に関する具体的な判断は、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」【平成14年3月29日消防危第49号】によること。

なお、「資料等による確認を要する軽微な変更工事」に該当する場合は、駿伊危規則第10条第1項の規定により、「危険物製造所等軽微な変更工事届出書」の提出が必要であること。

4 危険物製造所等廃止届出書に関する事務処理（法第12条の6）

(1) 危険物製造所等廃止届出に必要な書類

ア 危険物製造所等廃止届出書

イ 最新の完成検査済証

ウ 廃止後の解体、用途変更等の計画書等

(2) 事務処理上の留意事項

ア 廃止届出を受理する際には、当該製造所等の危険物が完全に除去されていることを現場調査等により確認すること。

イ 廃止届出書の「廃止年月日」の欄は、製造所等の用途を廃止した日であり、届出年月日と同一日又はそれ以前の日付とすること。

ウ 廃止届出書の「残存危険物の処理」欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性蒸気が滞留しない状態とした等の処理をした方法を記載すること。

エ 移動タンク貯蔵所の廃止に係る届出を受理する場合は、タンク検査済証（金属プレートを含む。）を添付するよう指導すること。

オ 地下貯蔵タンクを廃止するときは、原則、掘り起しとするが、掘り出さないうで廃止する場合には、水又は砂で充てんすること。

カ 危険物施設の解体作業を行う際には、タンク等の洗浄等を十分に行った上

で、危険物や可燃性蒸気が残存しないこと、その他安全対策を講じるよう指導すること。

- ㉞ 溶断などの火気使用前には、ガス検知による安全確認を行うこと。
- ㉟ 危険物配管の解体は、溶断などの火気は使用せずに行うこと。

なお、やむを得ず溶断を行う場合は、水洗い等により内部の危険物を完全に除去した後に行うこと。

5 危険物保安監督者選任・解任届出書に関する事務処理（法第13条）

(1) 危険物保安監督者選任・解任届出に必要な書類

- ア 危険物保安監督者選任・解任届出書
- イ 危険物取扱者免状の写し（表・裏）
- ウ 実務経験証明書

(2) 事務処理上の留意事項

ア 危険物保安監督者は、原則として一の製造所等につき1人を選任すること。

なお、同一敷地内の製造所等において、その態様、規模、位置等からみて十分な保安の監督が可能な場合には、一の危険物取扱者を複数の製造所等の危険物保安監督者とすることができること。

イ 法第13条第1項に規定する「6月以上危険物取扱いの実務経験を有するもの」とは、法第11条第1項に基づいて設置された製造所等における6か月以上の危険物の取扱いの経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではないこと。

ウ 保安講習の受講状況、その他免状の記載内容を確認し必要な指導を行うこと。

6 危険物製造所等使用休止（再開）届出書に関する事務処理（駿伊危規則第14条）

(1) 危険物製造所等使用休止（再開）届出に必要な書類

- ア 危険物製造所等使用休止（再開）届出書
- イ その他（危険物の除去状況等）

(2) 事務処理上の留意事項

ア 休止とは、製造所等の使用を3月以上の期間使用しないことをいうものであり、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせる又はそのことが客観的にみて明らかである場合には、法第12条の6の規定による廃止届出を行わなければならないこと。

- イ 休止期間を超える場合は、再度届出書を提出すること。
 - ウ 休止届出書の「その他必要な事項」欄には、危険物の除去の状況等を記載すること。
 - エ 見やすい箇所に幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上の地が白色の板に赤字で「休止中」と表示した標識を掲示するよう指導すること。
 - オ 休止中についても、法第12条第1項の規定による基準維持義務が生じることを関係者へ周知すること。
 - カ 再開届出の受理の際、設置者の変更を認めた場合は、関係者から変更に関する内容を聴取し、危険物製造所等変更届出書又は危険物製造所等譲渡引渡届出書により処理すること。
- 7 危険物製造所等の災害発生届出書に関する事務処理（駿伊危規則第15条）
- (1) 危険物製造所等の災害発生届出に必要な書類
 - ア 危険物製造所等の災害発生届出書
 - イ 案内図
 - ウ 敷地見取り図
 - エ その他必要な書類（危険物取扱者免状の写し等）
 - (2) 事務処理上の留意事項
 - ア 製造所等において危険物の漏えい、流出及び火災等の事故を覚知したときは、届出書に事故となった原因、発生に至った経緯、発生前、発生時の作業の状況、事故の模様、関係者の講じた措置、被害状況等が明らかになる資料を届出書に添付させること。
 - イ 次に掲げる事故については、総務省消防庁の危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システムの報告対象となること。
 - (ア) 製造所等の事故（火災、漏えい、爆発、破損等）
 - (イ) 仮貯蔵又は仮取扱いに伴う事故
 - (ウ) 無許可施設の事故
 - (エ) 危険物移送、運搬中の事故
- 8 予防規程制定・変更認可申請書に関する事務処理（法第14条の2）
- 事務処理上の留意事項
- (1) 予防規程作成単位は、同一事業所内に複数の予防規程作成施設が存在する場

合は、個々の施設ごとに作成するのではなく、事業所単位に該当する全ての施設（該当しない施設も加えることが望ましい。）を網羅した予防規程とすること。

複数の予防規程作成施設が存在する場合には、申請書の「製造所等の別」、「貯蔵所又は取扱所の区分」、「設置の許可年月日及び許可番号」、「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量、指定数量の倍数」の欄は、代表的な施設を記入し、その他の施設については、これらの項目を一覧表にしたものを申請書へ添付させること。

- (2) 津波による浸水が想定される地域に所在する製造所等は、津波対策について予防規程に記載する必要があること。

なお、津波による浸水が想定される地域は、地方公共団体等が作成した津波浸水想定区域図等により確認すること。地方公共団体等が作成した津波浸水想定区域図等には、「静岡県統合基盤地理情報システム」があること。

- 9 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検延長届出書に関する事務処理（危規則第62条の5の2・危規則第62条の5の3）

- (1) 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長申請に必要な書類

ア 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書、
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

イ 危険物の除去方法、危険物又は可燃性蒸気の流入防止措置に関する資料

ウ 対象となる地下貯蔵タンク又は地下埋設配管が判別できる資料（平面図等）

- (2) 事務処理上の留意事項【平成22年7月8日消防危第 144号】

ア 対象となる地下貯蔵タンク又は地下埋設配管には、次の措置が講じられていることを確認すること。

(7) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(4) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある配管等について、閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

イ 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期は、漏れの点検の時期が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、次に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- ㉗ 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合については、延長申請前の漏れの点検の実施期限
 - ㉘ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合については、再開の日の前日
- ウ 申請書の「期間延長後の漏れの点検予定期日」の欄に記載された期日を超えて、引き続き危険物の貯蔵及び取扱いを休止し、漏れの点検延長の承認を受けようとする場合は、再度申請する必要があること。

第12 中間検査

中間検査とは、完成検査時に検査できない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、消防機関が直接行う検査又は事業所等の自主検査報告書等により、設置又は変更許可申請の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

中間検査項目及び確認方法は、おおむね次のとおりとする。

1 配管検査

(1) 配管の材料、口径及び経路

(2) 漏えいの有無

ア 試験圧力は、当該配管の最大常用圧力の 1.5倍以上とする。

イ 試験方法は、試験配管の末端をふさぎ、当該配管全体に規定の圧力をかけ溶接箇所等の継手部に発泡剤（石けん水等）を塗布し漏れを確認する。

(3) 配管の塗覆装等

(4) 配管の電気防食措置

2 屋外タンク貯蔵所の検査

(1) 鉄筋コンクリート造の防油堤配筋

ア 配筋の太さ及び間隔

イ コンクリートの厚さ

(2) タンク底板の防食措置

3 地下タンク貯蔵所の検査

(1) タンク室検査

ア 配筋の太さ及び間隔

イ コンクリートの厚さ

ウ タンク室の大きさ

エ タンク基礎台（タンク枕）の大きさ

オ タンク室防水措置

(2) 直埋設

ア 配筋の太さ及び間隔

イ 基礎の大きさ

ウ タンク基礎台（タンク枕）の大きさ

エ 支柱の太さ、本数

オ ふたの大きさ

(3) 一重殻タンク

ア エポキシ樹脂等による防水措置の膜厚

イ 傷の有無

ウ 水圧試験

(4) 二重殻タンク

ア 鋼製二重殻タンク【平成3年4月30日消防危第37号】

(7) スペーサーと基礎台の位置

タンクの据付時、スペーサーの位置と基礎台が一致すること。

(4) 水圧試験

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク【平成5年9月2日消防危第66号】

(7) 強化プラスチックの歪み、ふくれ、亀裂、損傷、孔、気泡の巻き込み、異物の巻き込み、シート接合部不良等の有無

(4) 強化プラスチックの厚さ

(7) 強化プラスチックのピンホールの有無

(2) 緩衝材の設置

基礎台、固定バンド等の部分には、緩衝材（厚さ10mm程度のゴム製シート等）を挟み込み、接触面の保護状況を確認する。

(7) 水圧試験

ウ 強化プラスチック製二重殻タンク【平成7年3月28日消防危第28号】

(7) 強化プラスチックに歪み、ふくれ、亀裂、損傷、孔、気泡の巻き込み、異物の巻き込み等の有無

(4) 強化プラスチックの厚さ

(7) 水圧試験

(5) タンク据付け

ア タンクとタンク室等との間隔

イ タンクの水平度

(6) 地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するためのコーティング【平成22年7月8日消防危第144号】

ア 鋼板の板厚

50㎠につき3点以上測定した場合、鋼板の板厚が3.2mm以上であること。

イ 内面コーティングの歪み、ふくれ、亀裂、損傷、孔等の有無

ウ 内面コーティングの厚さ

エ 内面コーティングのピンホールの有無

4 給油取扱所

前1及び3によること。